

特集

特措法全面施行から1年 空き家対策の最前線を探る

〔寄稿1〕空家法を実施する市町村行政の実情

92自治体からの回答を踏まえて……………10

上智大学法科大学院教授 ● 北村喜宣

〔寄稿2〕より魅力あるまちづくりへ向けて!!

空き家等対策への挑戦……………13

燕市長 ● 鈴木 力

〔寄稿3〕板橋区老朽建築物等対策計画2025

「安心・安全で快適なまち」をめざして……………16

板橋区長 ● 坂本 健

〔寄稿4〕横須賀市の空き家対策……………19

横須賀市長 ● 吉田 雄人

〔寄稿5〕空き家問題の解決に向けて

杵築市空き家等対策計画……………22

杵築市長 ● 永松 悟

■とっておき! 美しい都市の景観……………3

〔清津峡〕十日町市(新潟県)

■いだわりの食材で Smart Life……………4

ブルーベリー——きれいな青紫色が抗酸化力の証

表紙イラスト: 山本 陽
本文イラスト: 川名 京

市政ルポ……………32



室蘭市(北海道)
ものづくりの伝統と技術力で目指す
環境産業都市から低炭素都市への道

室蘭市長 ● 青山 剛

動き

■世界の動き／「パナマ文書」が世界に放つ衝撃と動揺

拓殖大学海外事情研究所教授 ● 名越健郎 …… 26

■経済の動き／財政支出拡大について考える

学習院大学国際社会科学部教授 ● 伊藤元重 …… 28

■自治の動き／水俣・チエルノブイリ・福島

ジャーナリスト ● 松本克夫 …… 30

■マイ・プライベート・タイム

コウノトリが導いてくれた

豊岡市長 ● 中貝宗治 …… 38

■『日本百街道紀行』街道とまちづくり

街道が交差しワインが薫るまち 信州しおじり

塩尻市長 ● 小口利幸 …… 40

■わが市を語る

◆大館というところ。

大館市長 ● 福原淳嗣 …… 44

◆「ちよつと田舎」で、「ちよつと都会」

まちの魅力を生ティプロモーションでPR

南足柄市長 ● 加藤修平 …… 44

◆交流とにぎわいのまちづくり

檀原市長 ● 森下 豊 …… 44

◆未来へつながる交流都市岩国

～若い世代に選ばれるまち～

岩国市長 ● 福田良彦 …… 44

■アスクレピオスの杖を探して 地域医療再生への道

総務省「公立病院経営改革事例集」の公表

城西大学経営学部教授 ● 伊関友伸 …… 54

■時代を駆け抜けた偉人たち

お奉行日和 民政家 川路聖謨 ⑮ めかす飯

作家 ● 出久根達郎 …… 56

■編集後記

■市政ギャラリー 都市の素顔

「熊野市鬼ヶ城」(三重県)

63

62

56

■都市のリスクマネジメント …… 42

熊本地震の教訓—自治体の災害対策を点検する

明治大学名誉教授、日本自治体危機管理学会会長 ● 中邨 章

■全国市長会の動き— Mayors' Action …… 58

■これぞ！イチオシ (美作市) …… 62

特集

特措法全面施行から1年 ～空き家対策の最前線を探る～

人口減少や高齢化などで、管理が不十分な空き家が増え続ける中、周辺の環境に悪影響を及ぼす空き家の解消を目的に、「空家等対策特別措置法」が2015年5月全面施行されました。同法によって空き家対策の実施主体と位置付けられた市町村は「特定空き家」の指定の判断、納税情報による所有者調査、建物の修繕や解体の勧告などが実施できるようになったほか、空き家等対策計画の策定なども求められるようになりました。

今回の特集では「空家等対策特別措置法」の内容や市町村に求められる取り組み、空き家対策の現状と法施行の効果、空き家対策に力を入れる都市自治体の事例をご紹介します。

寄稿 1

空家法を実施する市町村行政の実情

92自治体からの回答を踏まえて

上智大学法科大学院教授 北村喜宣

寄稿 2

より魅力あるまちづくりへ向けて!!

～空き家等対策への挑戦～

燕市長 鈴木 力

寄稿 3

板橋区老朽建築物等対策計画2025

—「安心・安全で快適なまち」をめざして—

板橋区長 坂本 健

寄稿 4

横須賀市の空き家対策

横須賀市長 吉田雄人

寄稿 5

空き家問題の解決に向けて

—杵築市空き家等対策計画—

杵築市長 永松 悟

空家法を実施する市町村行政の実情 92自治体からの回答を踏まえて

上智大学法科大学院教授

きたむらよし のぶ
北村喜宣



全面実施から1年を経過した空家法

2014年11月19日に、議員立法として「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という)が制定され、2015年5月26日に全面施行された。空家法以前に空家条例を制定して独自の対応をしていた市区町村(以下「市町村」という)は、401あったとされる。同法施行後の現在、そうした事情にかかわらず、1741すべての市町村に対して、法律に基づく空き家対策の実施が義務づけられている。

空家法案の取りまとめは、自由民主党空き家対策推進議員連盟が中心となつて行われた。その過程では、先駆的に条例対応をしていた市町村のヒアリングを行い、条例による対応の課題などを把握していった。議員連盟によれば、「∴地方公共団体の取組みにも限界があることも現実であった。このため、空き家もたらす問題に総合的に対応するため、国レベルで制度的枠組みを整え、施策の更なる充実を図ってほしいとの声が増し

高まっていた」というのである(自由民主党空き家対策推進議員連盟(編)『空家等対策特別措置法の解説』(大成出版社、2015年)5頁)。このような立法過程に鑑みれば、空家法は、「市町村が望んだ内容」になつていようにも思われる。

それでは、老朽危険空き家に対応している市町村は、空家法をどのように受け止めているのだろうか。この小稿では、統一的質問票を用いて実施したアンケート調査(2016年1~3月)にご協力いただいた92市町村(全体の5.2%)からの回答(非回答項目あり)を踏まえ、実施後約1年を経過した行政現場の実情を報告する。

空き家条例を制定していなかった理由

空家法制定時において、空き家条例を制定していなかった市町村は、1340(全体の77.0%)である。条例の内容にそれほど大きな違いはなかったことに鑑みれば、多くの市町村は、先行する条例をモデルとして制定したと推測される。従つて、立案作業はそれほど困難ではなかったと思われるにもかかわ

らず、制定していなかったのはなぜだろうか。アンケート調査に協力いただいた、非制定の72市町村(調査協力市町村の78.3%)について、見てみよう。この割合は、全国の割合とほぼ同じであるから、全国的傾向を反映しているといえるかもしれない。

最も多かったのは、不要だったという趣旨の回答であった(25市町村)。具体的には、「問題が顕在化していなかった」「深刻な問題にはなっていなかった」「喫緊の対応を要する事案がなかった」「市民からの要望も苦情もなかった」という記述があった。そのほか、「指導で対応できていた」「あくまで所有者の問題と考えていた」という回答もあった(12市町村)。これらは、条例を制定するまでもないという趣旨であろうから、「不要」と回答した自治体は、かなり多い(合計37市町村≡51.4%)。その一方で、条例を検討していたが、法律制定が予定されていたのでそれを待ったという趣旨の回答も一定数あった(20市町村≡27.8%)。額面通りに受け止めるならば、これら市町村においては、対応の必要性が感

じられていたことになる。

空家法の実施

(1) 実施体制

空家法の実施体制は、市町村規模により異なる。有効回答があった81市町村のうち、専任職員が配置されているのが11(13・6%)、兼務職員のみで対応しているのが70(86・4%)であった。

規模の小さい市町村では、「兼務職員1名」というところも多い。専任職員を配置しているのは、建築基準法のもとで特定行政庁を置く市が多い。そうでないにもかかわらず専任職員がいる市は、どちらかといえば定住促進のために空き家の活用を重視する長の方針が強い自治体であった。一方、現在に至るも空家法の実施体制がまだ決まっていないという市町村もあった。

(2) 所有者等把握のための固定資産税情報利用

空家法の目玉施策のひとつは、固定資産税等の課税情報のうち、関係者の氏名や連絡先を、空き家対策のために利用できると明記した10条の規定である。税務吏員に対して罰則付きで守秘義務を課す地方税法22条があり、上記情報についても利用はできないと解する実務が一般的であったため、議員連盟は、明文による対応をしたのである。

有効回答のすべてが、「効果的」「一定の効果はある」と回答した。納税通知送付先の情報をもとに関係者に対して行政指導ができるようになったというコメントは多くあった。空家法10条は、それなりに効果を発揮してい

ると評してよいだろう。

もちろん、これは万能ではない。税の納付者が空家法のもとの所有者等ではない場合もあるし、そもそも免税点以下の特定空家等の場合には、納付通知書が送付されていないため、関係者の情報が把握されていない場合もある。行方不明や相続放棄の物件への対応については、この情報は意味を持たない。

(3) 特定空家等の判断基準

空家法の中心部分は、同法14条に基づく措置である。この対象となるのは、特定空家等である。そこで、市町村は、具体的物件が特定空家等に該当するのかを判断しなければならぬ。空家法2条2項は、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」と定義する。市町村は、個別具体的な判断を迫られる。

国は、空家法14条14項を踏まえて、2015年5月26日に、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)を公表した。これは、「参考となる一般的な考え方」に過ぎないため、市町村は、地域の実情を反映した判断基準を定めることが期待されている。もともと、建築職等の専門職員が必ずしもいない市町村の場合、独力での基準作成は、現実には困難である。この点で、都道府県レベルで協議会が組織され、そこにお

いて都道府県版のガイドラインが作成され、市町村は、それを参考にして、具体的な数値を入れるなど独自の基準がつけられるようになっていく例(大阪府、岡山県、福岡県)がある。都道府県内で統一した基準を作成することは、都道府県に対する期待として最も強い事項である。

85の回答のうち、国のガイドライン以外に判断にあたっての基準を作成している市町村は、15(17・6%)にとどまった。国のガイドラインの基準は定性的表現にとどまっているため、それぞれの項目についてランクを分けて数値化する必要がある。硬直的な機械的運用を排しつつも的確な対応を可能にするには、不可欠な作業である。もともと、空家法14条の措置を講ずるとしても1項の助言・指導までにとどめて2項の勧告には移行しない、あるいは、法14条措置をする自信がないので法12条対応にとどめるという方針の市町村であれば、独自の基準を持つ必要は必ずしもないだろうが、そうでないならば、70市町村(82・4%)については、今後、何らかの対応が求められよう。

(4) 勧告の決断

空家法14条2項勧告がされた後、措置完了によりこれが撤回されないままに1月1日を迎えると、固定資産税等の住宅用地特例が適用除外される。このリンケージがあることが勧告の抑制的行使になるかという質問に対する回答42のうち、「なる」としたものが29(69・0%)、「ならない」としたものが13(31・0%)であった。

勧告の実例はあるけれども、こうした傾向があると、所有者等が判明している特定空家等の場合には、空家法14条1項の助言・指導が重ね打ち

される懸念もある。また、勧告対象物件は命令を経て行政代執行に至る可能性が高いことに鑑みれば、財務担当の予算措置が期待できない場合にも、助言・指導の重ね打ちとなりそうである。

空家法の必要性

市町村に事務を義務づける空家法は、行政現場の負担を、確実に増加させている。対処すべき課題に対する効果的な武器となっているとすれば、むしろ、空家法の制定は、歓迎されるべきともいえる。しかし、効果的といっても仕事を増やすだけであるから、諸手を挙げての歓迎とはいえないとも考えられる。市町村は、空家法をどのように受け止めているのだろうか。回答をした79市町村の状況は、以下の通りである。

必要と回答したのは、66市町村(83・5%)である。そのように評価する第1の理由は、空家法の制定により、不適正管理のままに空き家を放置することが問題だという認識が市民にそれなりに浸透したからのようである。先に見たように、固定資産税等情報の利用を可能にしたことも、同法を肯定的に受け止める第2の理由として確認できる。

一方、明確に不要と回答する市町村が13(16・5%)あったことも注目される。その理由としては、以下のようなものが挙げられている。第1は、そもそも問題が発生していないので、法的対応までは必要がないという理由である。条例を制定していない市町村にとつては、空家法の制定は、余計なお世話という

面は否定できないのだろう。第2の理由として、建築基準法の特定行政庁設置市のいくつかは、固定資産税等情報の利用を可能にするよう同法を改正することで足りたと回答した。

実務に与える影響

新規事務である空家法の実施による負担を、市町村行政はどのように受け止めているのだろうか。本格的実施はこれからであるが、現在の状況を見ておこう。

とりわけ専任職員が配置されていない市町村においては、事務が純増しており、確実に負担は重くなっているようである。先述のように、空家法の制定は、市民の意識を高める効果はあったものの、それゆえに、持ち込まれる「苦情」が増加している点も指摘されている。空家法は、「寝た子を起こした」のである。行政に言えばすぐに行政代執行で除却してくれるという誤解も、少なからず持たれている。個別の苦情への対応に時間を取られると、市町村の空き家施策全体の観点からの対応ができなくなる。しかし、事務が義務的となっている以上、市町村には、それをしないという自由はない。行政手続条例のもとで「処分等の求め」の制度が空家法14条1項の助言・指導に對してされることを心配する市町村もある。目の前の問題への対応にリソースを集中せざるを得なくなれば、空き家施策が行き当たりばつたりの対応になってしまう点が懸念される。また、条例を制定していなかった市町村は、

いきなり降ってきた空家法の実施事務に戸惑いを見せているような印象を受ける。一方、条例を制定していた市町村については、地域にカスタムメイドをした仕組みではないものの使用を強制されることへの不満も見られた。

空家法の今後

私は、法律が制定されるとしても、そこには「武器」を規定するにとどめて、それを採用するかどうかは、市町村が条例を制定して決定すればよいと考えていた。具体的には、屋外広告物法にならって、「市町村(市町村長)は、条例で定めるところにより、……できる」という規定ぶりによることで、法律を使わない自由を認めるとともに、使う場合でも必要なののみを認めるようにすべきと主張していた。しかし、そうはならず、基本的には、全国統一的な仕組みが適用される結果となった。

空家法を廃止するのは、現実的ではない。そこで、市町村としては、同法6条に基づく空家等対策計画を作成し、どのように空家法を使うのかをそこで規定するのがよいと考える。所有者等が対応すべき内容や行政権限行使の方針などを、住民・議会と議論して、市町村独自の実施方針をつくるのが適切である。法律は画一的であるが、実施の在り方は、市町村ごとに異なっている問題はない。

【付記】本稿は、科学研究費助成事業(研究課題番号・15101930)「人口減少・経済縮小社会での空間利活用の整理政策における合意形成システムの研究」の成果である。

より魅力あるまちづくりへ向けて!! 空き家等対策への挑戦

つばめ
燕市長（新潟県）

すずき つとむ
鈴木 力



ステンレス洋食器の世界的産地「燕市」

燕市は新潟県のほぼ中央に位置し、平成18年3月に燕市、吉田町、分水町の1市2町が



対策が必要な空き家

合併して10年を迎えた。古くより、煙管、鏝のまちとして栄え、戦後はステンレス洋食器の世界的産地となっている。住宅街に融和した形で残る手工業の工場から、大規模工場での大量生産まで、現在においても全国有数の評価を受けている。上越新幹線駅、北陸自動車道のインターチェンジがあり、各地への交通アクセスが良いことも特徴の一つである。

市内には、合併前から存在する各商店街を中心とする3つの中心市街地が、それぞれの文化を残したまま存在し、鉄道や循環バスによって連携している。近年においては、新規分譲地には戸建住宅の新築はあるが、昭和以前の住宅地に空き家や解体後の跡地が空地のまま残るといった状況が顕著である。

人口は約8万1000人であり、若手の東京圏流出などの要因から、この10年間で約3000人の減少となっている。

空き家調査での危機感

全国的に空き家が増え、悪影響が取り沙

汰される中、本市においても空き家を原因とした居住環境の悪化や防犯上の問題も発生していた。それらの対策を打つ前段階として、平成25年度に条例を制定すると同時に、市内に存在する空き家と思われる建物すべての状況調査および所有者への意向調査を行い、空き家の実態把握を始めた。国土交通省が行った住宅・土地統計調査結果では、市内に約3400軒という莫大な数の空き家が存在すると発表され、危機感を強めていたが、売却や賃貸用に管理されている物件や、倉庫等として利用している旨の申出があったもの等を除いた、対策を必要とする空き家数は市内で648軒であった。実態把握の調査を全国に先駆けて実施できたことは、面積110・96km²というコンパクトな都市であることが大きかった。

把握した空き家のうち、状態が悪く、早急な対応が必要な48軒は空家等対策に関する特別措置法施行前に条例で規定していた基準で「管理不全空家」と認定し、早急に

所有者と解体に向けた協議を繰り返した。1つずつ解決へ向かうことができた反面、管理不全な空き家が次々に発生したため、課題のある空き家の戸数は大きく減ることはなく、一進一退であった。

自治体のみで解決できない壁

■空き家等対策推進室

国立社会保障・人口問題研究所の調べでは、平成37年には本市の人口は約7000人の減少、新潟県として世帯数も増加が止まり減少していくという予測結果が出ており、さらに空き家は発生するものと予想され、対応に追われるばかりか、その時既に手遅れといった状態とならないように、平成27年度より、他の自治体に先駆けて都市整備部都市計画課内に「空き家等対策推進室」を設置したところである。

実態を把握しながら、空き家等の対策を実施したことで、自治体のみで行動で解決できることとできないことが明確になっていった。平成24年度に空き家・空き地活用バンクを創設し、31件を成約に導くことができた。平成25年度には周辺に悪影響を与える空き家に跡地活用の条件を付けた解体助成金を整備し、25棟を解体に導くことができたが、対策を必要とするすべての空き家を解決するには至らない。これらの管理不全な空き家には、所有者や相続人が存在

しないもの、倒産した法人名義のまま債権処理から外されたもの、解体から活用にかかる費用の捻出が困難であるもの、共有名義人同志の関係が悪く法的な意見調整を求めるもの等、自治体のみで解決することが困難なものが2割を占めていた。これら困難な空き家に対しても、特別措置法では代執行を施行することが認められたが、除去費用の徴収が困難であったり、跡地の活用に踏み込めないなど、施行するにはいくつかの課題が懸念された。これらの積極的な解決を目的として平成27年度には、独自に「特定空き家等除去事業」を制定し、特定空き家等の解体後の跡地活用を見据えた上で、権利関係を整理した後で市が取得し、解体する事業を実施できるようにしている。しかし、これらの事業で、一部の空き家を解消することができたとしても、今後更に深刻化するであろう空き家問題に立ち向かうには、体制として十分と言えるまでにはいかない。

空き家対策で最も大切なことは、所有者本人が自分で解決への意欲を見せ、動き出すような環境をつくることである。また、自治体に関わらなければいけない空き家を増やさないことである。

■空き家等対策相互連携協定

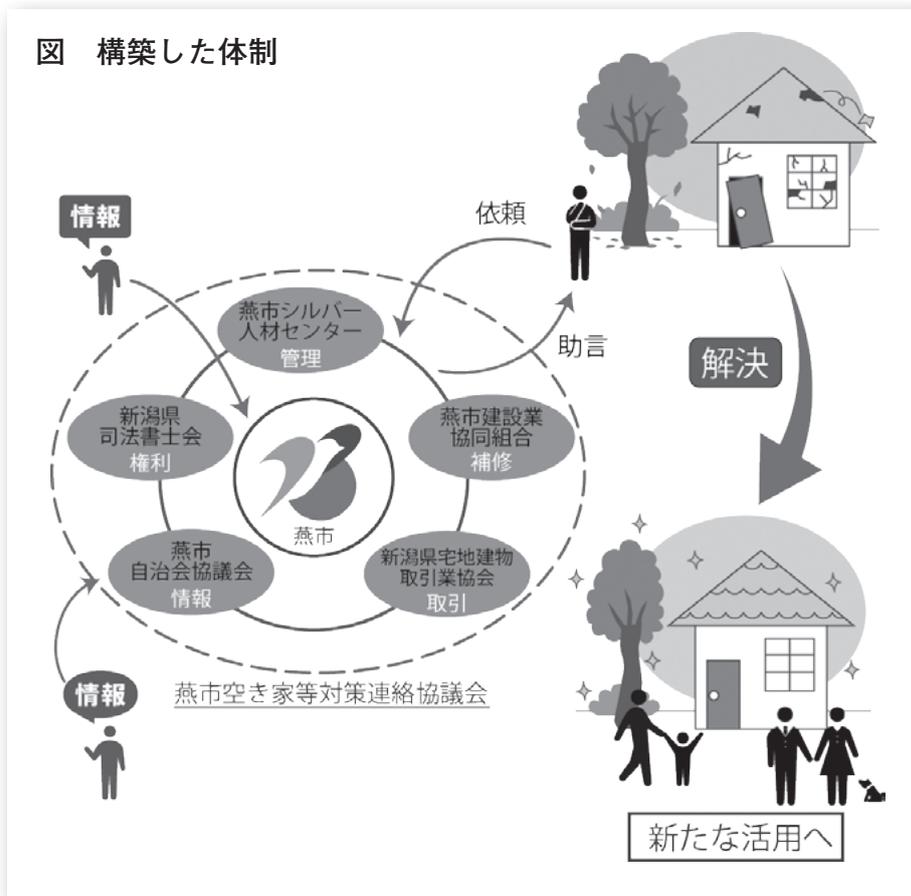
平成27年度は、空き家に関するさまざまな疑問や悩みに対して、直接所有者が相談



団体との協定締結の様子

をして、実務を依頼するまで、一貫して関わることでできる組織体制づくりに尽力した。司法書士会と権利関係や法的問題の解決を、宅建協会とは不動産流通に関する悩みの解決を、建設業協同組合と修繕や改修に関する悩みの解決を、シルバー人材センターと管理に関する悩みの解決をそれぞれ目的として協定を締結することで、市が窓口となって相談があれば、所有者が抱えている問題に道筋を示すことのできる体制となった。

図 構築した体制



同年度にもう一つ、重要な協定を締結した。空き家の見回りと情報提供を目的とした自治会協議会との協定である。空き家となると、人が居住している住宅に比べて劣化が早く、建物の寿命は急速に短くなる。状態の良いうちに次の活用につなげなければ、すぐに解体を要する状態となってしまう

う。地域の目と耳で見回りをを行い、いち早く情報提供を受け、活用相談へつなげていくことで先の組織体制がより効果を発揮する。また、侵入者などの犯罪を抑制する防犯効果も期待できる。

■ 空き家等対策連絡協議会

平成28年度から、各協定団体と本市で組織

する「空き家等対策連絡協議会」を設立し、その協力体制の中で、問題となる空き家の対策を検討するだけでなく、空き家は早期に活用することでも有効なストックとなるが、放置することと危険な廃棄物にもなり得るという考え方を普及することをはじめとして、空き家の発生を抑制する行動を強化していくこととしている。

財産としての空き家へ

良好な管理状態の空き家は次の活用へとつなげ、解体を必要とする空き家は、解体し、時には周辺の建物や土地と一体利用を検討して、新たな形での活用へつなげることで、すべての空き家を有効活用が可能な形へと変えていくことが空き家対策の理想型である。

注目されて久しいリノベーションなど手法はさまざまであるが、次の用途を当てはめて、使い道が決まることが、空き家にとっての唯一の解決の道である。ただし、空き家問題は少子高齢化や、家族形態の変化などの根深い問題を発端にしており、空き家にばかり目を向けては何も解決しないと考えている。公共事業、福祉、教育、商業、工業等の各分野と協力し、空き家の使い道を考えていくことが必要である。人口対策、雇用対策等其他の対策の一環として空き家の活用方法を総合的に検討する機会を増やし、より魅力あるまちづくりが何よりも必要である。

平成28年度より、今までの取り組みから見た問題点や組織体制などを踏まえて、総合的かつ計画的に実施するために空き家等対策計画としてまとめ、強固な態度で望むことで、空き家を負の遺産としてではなく、ストックとして捉えることのできるよう、強い意志をもって取り組んでいきたい。

板橋区老朽建築物等対策計画2025

「安心・安全で快適なまち」をめざして

板橋区長（東京都）

坂本 健



板橋区の概況

板橋区は東京23区の西北部に位置し、面積は32・17km²（23区中9番目）の生活都市である。区内には、旧中山道「板橋宿」周辺の名所・史跡をはじめ、千年の昔から受け継がれる徳丸・赤塚地域の神事「田遊び」など、有形・無形の文化財が今も数多く息づいている。また、近隣商店街を中心とする商業、埼玉県境に近い赤塚地域における都市農業、荒川沿岸部などの工業が併存しており、都内有数の産業都市としての顔も持っている。

本区の人口は、平成27年に55万人（住民基本台帳による）を突破したが、今後10年間を展望すると、平成32年をピークに減少に転じると推計されている。

また、人口減少は住宅需要の低下を伴い、維持管理が行き届かない住宅や空家の増加も予測され、区民からの空家、居住している老朽建築物に関する相談が年々増加している。

本区では、今後の空家等の問題解決に向け

た具体的な取り組みを検討していく上での基礎資料とするため、平成25・26年度の2カ年で、区内全域の3階建て以下の住居系・商業系・工業系建築物を調査対象とした「老朽建築物等実態調査」（以下「実態調査」という）を実施した。

その結果、居住の有無にかかわらず適切に維持管理がなされていないために老朽化した建築物が、相当数あることが確認された。

また、次の2点のような都市部特有の問題があることも分かった。

- ・住宅が密集しているため、老朽化した建築物等が1軒でもあると近隣への影響が大きい。
- ・老朽化したアパート等の賃貸住宅・店舗や作業場併用住宅が、全体の2割程度を占める。

近い将来には、これら適切に維持管理されていない建築物や空家が防災上、衛生上、景観上等のさまざまな面から、近隣住民の生活環境に現在よりもさらに深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

これまでの取り組み

区民からの空家、居住している老朽建築物等に関する相談件数は、平成20年以降、毎年20件以上寄せられている。その内文書による指導の結果、改善された件数は相談件数の半分以下となっている。

改善されない主な理由は、所有者が遠方に住んでおり管理意識が低い、相続を契機に管理責任が不明確になっているなどである。近年では、所有者が高齢のために管理しきれないという事例が増加している。

従来の空家問題に対する主な法的な対応策としては、建築基準法によるものであった。建築基準法第10条の規定では、建築物の敷地や建築物に対し損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれがある場合、所有者等に対して、相当の猶予期限を付けて、除却や改築、修繕、使用制限等の措置を勧告・命令することができるとさ

れている。

しかしながら、全国的に命令措置を講じている自治体は少ない。その理由は、著しく保
安上危険または著しく衛生上有害と判断をす
る基準が明確でない点が挙げられる。その
後、平成22年頃から全国的に空家問題に関す
る条例化の動きがみられ始めた。

本区では、前述のように実施した実態調査
の調査項目として建築物の傾斜や基礎、外
壁、屋根の状況について危険度判定を行い、
併せて居住または使用されているかの空家判
定を外観目視により行った。

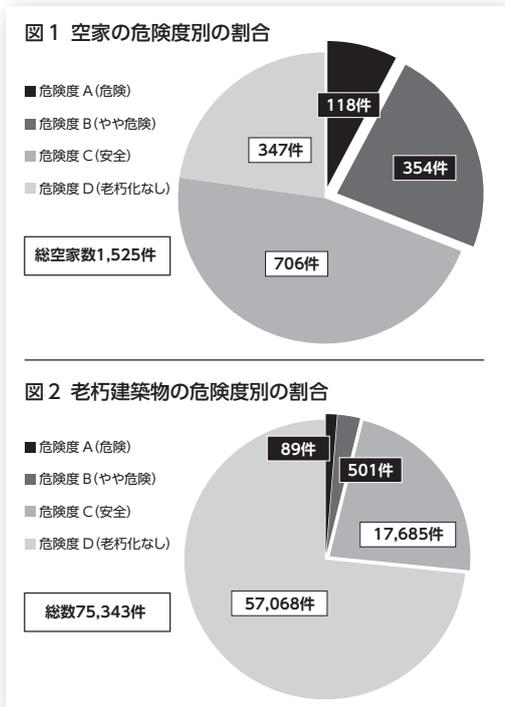
その結果、対象建築物総数7万6868件
のうち、危険度が最も高い危険度Aの建築物
が207件存在することが判明した。空家に
限定すると、図1に示すとおり総空家件数
1525件のうち、危険度Aは118件（約
8%）存在し、空家と判断された建築物では、

危険性のある建築物の割合が全体に比べ高い
結果となった。

また、図2に示した居住のある老朽建築物
では総件数のうち危険度Aの建築物は89件で
割合では約0.1%と空家に比べ少ないが、
件数としては空家で危険度Aの建築物と同数
程度存在する。このことから、本区において
は空家、居住のある老朽化した建築物が相当
数存在することが明らかとなった。

なお、危険度Aの207件のうち、54件（約
26%）は「接道のない敷地」に存在する老朽建
築物等となっており、建て替えが不可能であ
るため老朽化が進み、かつ敷地の不動産価値
が低く売買が成立しにくいいため、空家となっ
ている割合が高い結果となった。

また、本区では「板橋区老朽危険建築物等に
係る緊急安全対策工事実施要綱」を平成27年
4月1日から施行している。



これは、今後の老朽危険建築
物等の改善に向けた助言、指導
を行っていく中で、危険度が増
した建物で放置された状態が改
善されない場合、区民および通
行人の生命、身体または財産に
被害を与えるおそれがある物件
のうち所有者等が工事を行えな
い時に、本区が代わって、危険
な状態を軽減するための必要最
低の安全対策工事を実施するも
のである。

「板橋区老朽建築物等 対策計画(2016)」について

平成27年5月26日に、「空家等対策の推進
に関する特別措置法」(以下「空家特措法」とい
う)が完全施行され、板橋区としても土地利
用・住宅政策の観点から具体的に動き出すこ
ととなった。

多くの課題に対応するためには、実態調査
の結果を有効に活用し、居住の有無にかかわ
らず適切に維持管理されていない建築物およ
びその敷地が及ぼすさまざまな問題を解決す
るための対策を検討し、併せて実施体制の整
備を図り、老朽建築物等に対する対策計画の
策定が急務であった。

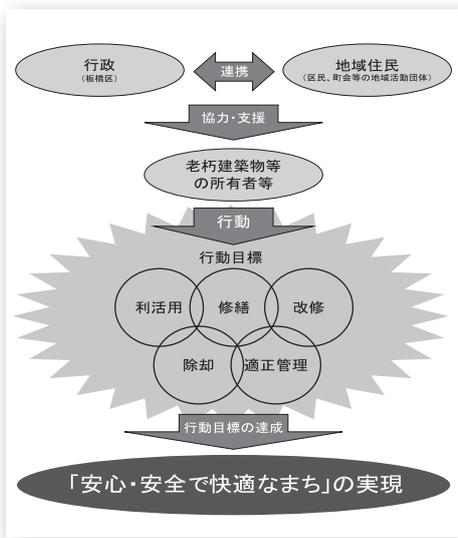
具体的には、実態調査を行った都市整備部
建築指導課が中心となって組織横断的な連携
による庁内体制を整えることとなり、老朽建
築物等対策を効果的に進めるために平成27年
7月から、内部検討会議(計10回)を開催し、
11月から学識経験者を含む協議会(計3回)を
設置し、検討を進めた。

対策計画を効果的に進めるには、行政、所
有者等だけでなく地域住民の協力も必要であ
る。各役割を明確にし、それぞれが行動を起
こすことよって解決へ進めていくため、「利
活用」「修繕」「改修」「除却」「適正管理」とい
う5つの行動目標を示し、所有者等自らがそれ
を選択して行動を起こせるように、協力・支
援体制を整備する必要があった。

対策計画の大きな特徴は、居住している老朽化した建築物への対策である。居住者は、高齢者や経済的に困窮している人、心身の状態の影響により判断能力が著しく低下している人である場合も考えられた。

しかし、このような居住者に対して、現状では対話による交渉だけとなっており、具体的な問題を解決する手段とはなっていない。これらの課題に対して、問題解決につながる具体的な支援等を、今後指導を続けていく中で事例を積み重ねながら福祉部局等との連携を行っていく必要がある。

本区では、行政が適切に啓発や指導等を行い、また、地域住民一人ひとりが適切な維持管理を行うことで、行政と地域住民がそれぞれの役割を果たし協力して「安心・安全で快適なまち」を目指すことを目的とした「板橋区老朽建築物等対策計画2025」(以下「対策計画



2025」という)を平成28年3月に策定した。

今後の取り組みと課題

空家等の建築物は個人の財産である。従って、空家等の適切な管理は第一義的には、当該空家等の所有者等の責任において行われるべきことである。

そのため、住宅の所有者等に対して、適切な住宅の管理(利活用を含む)や手入れの必要性を啓発し、それにより建築物の老朽化の速度を遅らせていくことが重要である。

今後、この対策計画2025に基づき、空家等となっているもので比較的管理状況が良好なものについては、本区が所有者等に対して利活用を促すとともに、所有者等の利活用の意向に応じた相談窓口の設置や空家等の活用を希望するNPO団体等と所有者とのマッチングを図るなど空家バンク制度の創設を検討していく。

住宅の適切な管理と住宅の価値を維持するための住宅リフォームや定期的な点検・修繕などの必要性を日頃から広く区民に情報を発信し、区民向け講座の実施やパンフレットの配布、相談会等を活用した維持管理に向けた啓発PRを充実していく。

行政指導については、周囲の生活環境に深刻な影響を与えている老朽建築物等について、区が指定し、改善に向けた「助言」「指導」「警告」「命令」などの措置を行うことも想定し

ている。

また、空家特措法に定められた空家等および特定空家等以外の老朽建築物等については法律の規定がないため、本区ではこれら老朽建築物等についても、老朽化が引き起こす諸問題の程度が空家等とほぼ同等であることから、老朽建築物等すべてを対象とした「老朽建築物等対策条例」の制定を目指している。

その他、平成28年度から老朽建築物除却助成制度、専門家派遣制度を創設する予定である。老朽建築物除却助成制度については、特定空家、特定老朽建築物に対して、建築物の除却費用の一部を助成するものである。

専門家派遣制度については、空家等の発生原因やそれが及ぼす影響が多岐にわたることから、所有者等に対して、弁護士や建築士・ファイナンシャルプランナーをはじめとした各分野の専門家への相談体制を充実させ、解決への糸口を見つける支援を行う。

現在、特定空家、特定老朽建築物の指定を行うための判定基準の作成を行っており、客観的で明快な判定基準とすることができるかが、課題となっている。作成にあたっては、協議会などへ意見聴取も行い慎重に進めていきたい。

慎重な対応が求められる一方で、問題のある建築物等により日々影響を受けている地域住民がいる。まず行動を起こすということが重要である。

横須賀市の空き家対策

横須賀市長（神奈川県）

吉田雄人



はじめに

横須賀市は、空き家対策について、おそらく日本で一番問題意識が強い自治体であると思う。本市に空き家が多い理由としては、『谷戸』と呼ばれる谷状の地形がリアス式海岸のように連なって存在する点を、まず一番に挙げたい。古くからの港町である長崎や尾道などと共通した状況で、喫水を深く取った旧軍港の近くの斜面地にまで住宅地が展開し、階



細い路地や階段が入り組む谷戸地域

段が多いことが空き家を多く発生させる原因になっている。トンネル数が日本一多いことなども地形的な特徴であり、独特の街並みを形成している。また、戦後すぐに開発された戸建て住宅団地が市内の丘陵部に連なり、首都圏近郊のベッタタウンに共通した、急激な高齢化とその先に予測される空き家の増加、という悩みも持ち合わせている。

本市の空き家対策は、谷戸地域での実験的事業の経験を基に、現在は、空き家の有効活用促進と、所有者に対する適正管理の指導を2つの柱としている。1つ目の柱である空き家の有効活用促進については、良好な住環境である戸建て住宅団地の物件を集めた「子育てファミリー応援住宅バンク」の運営により、空き家の有効活用を促進することや、「学生シェア居住助成」「社宅転用リフォーム助成」など、ユニークな空き家の活用方法の提案を行っている。2つ目の柱である空き家の適正管理については、老朽危険家屋の解体を平成27年4月に建築基準法に基づく略式

代執行で1件実施し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行された後には、平成27年10月に特別措置法に基づく略式代執行で、1件の解体を実施している。

本稿で紹介する本市の空き家対策の経験が、現在、全国的に進行している空き家問題に対し、積極的に国を動かす地方自治体の連携の一助になればと思っている。

空き家対策の出発点

本市の空き家対策の動きは、平成20年住宅土地統計調査で発表された本市の空き家数およびその増加率に危機感を持ち、平成21年度に市内8地区をサンプルとし、空き家実態調査を行ったところから始まっている。その結果、谷戸地域の空き家率が他の地域より圧倒的に高いことが判明し、空き家対策と谷戸地域の住環境対策を同時に検討することとなった。

平成22年度には、市内に49カ所ある『谷戸』の7144棟の家屋の全てを職員が歩いて、空き家等実態調査を実施し、一部の地域につ

いては、居住者へ訪問アンケートを実施するなど、地域の現状や空き家問題を、職員が自分たちの肌で感じ取り、問題意識を高めた。

谷戸地域での実験的な取り組み(①~③)

事業の方向性を考えるにあたっては、基盤整備や空き家の有効活用等を目指した「①地域を活性化させていく視点(活性化の視点)」、谷戸上部の高齢者の平地への移動や土地利用の制限等を目指した「②地域の暮らしやすさを守る視点(生活防衛の視点)」とともに、「③ゆったりとした地域にしていく視点(低密度化の視点)」の3つの視点を同時に持ちながら実験的に事業を実施し、いろいろな可能性を検討することを方針とした。

①地域を活性化させていく視点からの事業としては、平成26年3月から「谷戸モデル地区空き家バンク」を開始している。谷戸地域の階段上部は、200段以上も階段を登らなければ到達できない場所もあり、不動産事業者も取り扱いをためらう物件も存在する。しかし、そのような地域でも、緑が多く、眺めも良く、海も近い物件など、万人に受けなくても、階段を苦にしない若い世代の中の一部には、「訳あり、お買い得物件」と感じてもらえる物件もある。市外の方々からの問い合わせ件数も多い空き家バンクは、東京の通勤圏でもエコな暮らしに向けた場所があることを、あまり経費を掛けずに情報発信できる機会であり、成立件数が少なくても、継続して

実施する意義があると思っている。また、ICTの利活用による創業支援事業として行っている「ヨコスカバレー構想」では、この地域の空き家をIT企業等に活用してもらう企画も行っており、実績としてベンチャー企業が、階段上部の眺めの良い場所で、空き家の住居兼オフィスとしての活用を開始している。

②地域の暮らしやすさを守る視点での事業では、最も特徴的なものは神奈川県立保健福祉大学の学生が、階段が200段もあるような谷戸地域に居住して、その地域の町内会活動の支援や、高齢者の見守りなどを行う事業である。親の収入が少ないために片道2~3時間も掛かる遠距離通学を強いられる学生に、安い家賃で、大学に近い空き家に住み、通学時間を短縮して学生生活を有意義に過ごしてもらい、その空いた時間を少しでも地域貢献に費やしてもらおう、という趣旨である。平成24年から空き家所有者にリフォーム補助(上限150万円)、学生に家賃補助(1人月5000円)を行う事業を実施している。学生は、町内会と共に資源回収や町内イベントには準備段階から参加し、周辺住民の方々からは大変好意的に受け入れられた。大学からも、学生が福祉の実践を地域で行うことは意義があると評価をいただいている。平成26年度には、関東学院大学の学生と共同で、空き家を活用する事業を実施している。こちらは学生がリノベーションを設計から手掛け、地域の空き家の活用方法の提案発表会を開催



空き家に引っ越した大学生が、資源ゴミの回収をする地域活動の様子

するなど、神奈川県立保健福祉大とは方向性の異なる地域活性化の活動をしている。

③ゆったりとした地域にしていく視点での事業としては、「空き家解体費用補助」(上限50万円)や、解体後の空き地の有効利用として「家庭菜園に整備する費用の補助」(上限20万円)などを、平成24年度から地域限定で実施している。空き家を取り壊し、家の数が減っていくと、まちが小さくなる面は否めないが、まちの縮退だけではなく、密集を解消しゆったりと暮らす、魅力的な街並みへの誘導を目的として実施している。

空き家の有効活用に関する取り組み

まだ使える空き家については、積極的な空き家の有効活用を促進する事業を実施してい

る。平成27年4月から実施している「子育てファミリー等応援住宅バンク」という事業は、市が指定した都市基盤の整った旧分譲地の不動産物件を、市のホームページで紹介し、子育て世代がその物件を購入した場合に引越し費用等(上限50万円)を助成するものである。この事業については、市と不動産業界が協力してバンクの登録・運営を行い、官民共同で実施できていることが重要だと考えている。

平成28年度からは、空き家所有者の相談窓口の設置により、空き家の有効活用の促進を図ることや、ユニークな助成制度により、空き家の活用方法の提案・支援を行っている。「学生シェア居住助成」は、対象地域を谷戸地域から市内全域に拡げ、大学生等が空き家を共同で借りて居住する場合には、敷金・礼金、引越費用等(上限15万円)について助成するので、親の収入が少なく下宿できなかった学生など、新たな空き家利用ニーズの掘り起こし、市内居住者の増の期待が持てる。制度利用促進のために、学校での説明会も開催も準備している。また「社宅転用リフォーム助成」は、市内企業が新たに空き家を購入・賃貸し、社宅として整備する場合に、そのリフォーム助成費用(上限15万円)について助成するもので、商工会議所と連携し、市内企業に協力を呼び掛ける予定である。ヨコスカバレー構想では、事業対象地域を拡げ、小規模な事業者が市内に本社等の移転や支店を設置した場合

に、引越しなどの費用(上限100万円)を助成している。

今後も、大学などと協同して調査・分析・実証実験を行うことや、市内の事業者、地域コミュニティ団体等と力を合わせ具体的な事業を行うなど、さまざまな手法にチャレンジし、積極的に空き家対策に取り組んでゆく覚悟である。

空き家の適正管理に関する取り組み

老朽危険空き家に対する取り組みについては、本市では平成24年6月に議員提案条例により制定された「横須賀市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、空き家の所有者に対する指導についても、特措法に先駆け、市の関係部局で連携を取り合うなどの指導体制を整備している。行政としては、市内に数多く存在する「特定空き家」とその手前の段階の老朽した家屋に対して、所有者が自主的に空き家の適正な管理を行うよう、求めていくことが重要であると考えている。本市では、そのような指導などにより、所有者が自ら対応し、適正に管理されるようになった件数が制度開始より累計で43件、その内、所有者が自ら解体まで行ったケースも8件あり、空き家の適正管理指導の実績も重ねている。また、所有者が不明である場合についても、冒頭で述べた建築基準法・特別措置法に基づく略式代執行の事例につながっている。

将来的展望と希望

世界的に、住宅取引の中での中古住宅の割合は7〜9割であるのに対し、日本は約13.5% (平成20年)と、2割に満たない状況である。国民の住宅のニーズの大半を、既存住宅で賄えている諸外国に、空き家問題はほとんど起こっていない。中古住宅の流通が十分に機能していないことが、わが国の空き家が大量に発生する最大の要因であると言えよう。平成22年の国の成長戦略では、既存住宅ストックの流通促進にも力を入れる方針を打ち出している。中古住宅の流通促進は、空き家対策の意味だけでなく、低価格帯の安定した住宅供給により、所得が低い世帯や子育て世帯の生活の安定に貢献し、さらにはリフォーム業など地域に密着した産業の育成にもつながる、日本の未来のために後回しできない重要な施策であると思う。特措法では税による「特定空き家」の増加の防止策が示されたが、もう一歩踏み込み、空き家を取り壊すインセンティブになる税制の改正が望まれる。さらには、空き家を取りこわした後の『空き地』問題に対する積極的な法改正も、国には期待したい。

国の抜本的な空き家抑制策の推進と同時に、地方自治体も知恵を絞り、さまざまな事業を行うことが、未来に向かって社会を活性化させる、空き家対策の重要な両輪だと考えている。

空き家問題の解決に向けて —— 杵築市空き家等対策計画 ——

きつき
杵築市長（大分県）

ながまつ
永松 悟 さとる



杵築市の空き家の現状

高齢化や人口減少に伴い、全国的に空き



小学生の通学路にあり、倒壊すれば重大な事故につながる恐れがある空き家

家が増加しているが、今後もこの増加は続くとみられている。

特に適正に管理されていない空き家は、倒壊、ごみの不法投棄の誘発、火災発生、良好な景観への悪影響等、地域住民の生活に直接的な被害を与える恐れがある。

本市でも、管理者が不在になり適正な管理ができていない空き家が増え、地域住民から度々苦情が寄せられていた。

しかし、空き家所有者に対して強制的に適正管理を命じる法的な裏付けがなかったため、市ができるのは所有者に対する「お願い」でしかなかった。また、市が空き家の所有者を調べようとしても、所有者が死亡または行方不明であると、現在の所有者を探することは困難であった。このように行政として具体的な解決に至らない状況が続いていたが、平成27年2月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、空家特措法）が施行された。

この法律は、計画的に空き家の解消を行うために「空き家対策計画」の策定と、空き家対策について協議する場として「空き家等対策協議会」の設置を市町村に求めている。同時に、空き家の所有者に対して助言・指導から勧告、命令まで行うことができること、また、市が空き家の所有者を調査する際に、納税管理情報も含めた調査を行える等、市町村に強い権限が与えられた。

本市では、空家特措法の施行を契機に、本格的な空き家対策に乗り出した。

空き家台帳の整備

大分県では、県が事務局となり各市町村の担当で構成される「大分県空き家対策会議」を設置しており、県が中心となり空き家対策を進めてきた。平成25年度に、県が各市町村に空き家の実態調査を呼びかけ、本市も自治会の協力のもと空き家調査を行った。

●平成25年度戸建て空き家の調査結果

A判定	200戸	今後の利活用が見込めるもの
B判定	229戸	一部補修すれば今後の活用が見込めるもの
C判定	157戸	外壁、屋根等の腐朽破損が著しく、倒壊の恐れが認められるもの
D判定	98戸	C判定と同様の判断で且つ倒壊した場合隣接建物等に影響がある、もしくは前面道路の通行等に影響があるもの)
計	684戸	

調査の結果、約700戸の空き家があり、その状態によりAからDの4段階で区別した(左表参照)。ただし、この時点では空き家の所有者はほとんど判明していなかった。今回、空家特措法の施行に伴い、空き家

所有者に対する調査権限が強化されたことにより、市の税務部門からは土地所有者の納税管理情報、市民課戸籍部門からは戸籍情報を求め、空き家台帳に所有者情報を記載することで、市民からの苦情等に的確かつ迅速に対応できるようにした。

空き家等対策協議会の設置

本市は、2年前の平成26年度に「空き家等対策検討会議」を設置し、所有者自らの責任の明確化と、その利活用の重点化を基本方針とすることを決定していた。

そして、昨年11月に、市民代表、議会代表、不動産業者、建築士会、司法書士会、土地家屋士協会等をメンバーとする「空き家等対策協議会」を設置した。

この協議会は、市長が会長となり、市の空き家担当部署を事務局として配置。委員から空き家対策について様々な意見をいただきながら、本年4月に「杵築市空き家等対策計画」の策定に至った。

杵築市空き家等対策計画

空き家等対策計画は、空き家等対策協議会で計画の素案を作成し、パブリックコメントで市民からの意見募集を経て策定された。その日程については、次のとおりである。

①平成27年11月 第1回協議会開催：事務局

の素案を提示

②平成27年12月 第2回協議会開催：パブリックコメント用の計画案を決定

③平成28年1月 パブリックコメントを実施

④平成28年3月 第3回協議会開催：計画を承認

⑤平成28年4月 計画公表

「杵築市空き家等対策計画」に明記されている具体的な対策は次のとおりである

① 対策協議会の設置

設置目的、協議会の構成内容を明記。空き家の調査結果報告やその利活用の協議、特定空き家の認定と対策を協議する。

② 所有者への情報提供

空き家等対策は、その所有者自らが責任をもって管理することが基本。また、管理できない場合は賃貸・売却等、管理できる者へ引き継ぐか、必要に応じて撤去する判断をしてもらう。

そのため空き家等の所有者に対し、適切な管理に必要な各種情報の提供を行い、管理の必要性を認識してもらう必要がある。具体的には、空き家バンク(市が行う空き家売買の仲介)の紹介、管理や相続等について相談先の紹介、その他、空き家等を所有した際に必要となる情報を提供していく。

③ 空き家等に関する相談への対応

空き家を手放したいという相談があれば、

基本的には本市が民間事業者と協力し行う。たとえば、賃貸・売買等の相談は空き家バンクや、不動産業者を紹介する。また、撤去についての相談は解体業者を、相続等についての相談は司法書士・弁護士等をそれぞれ紹介する。

また、近隣の適正管理ができていない空き家に迷惑しているという相談では、空き家台帳をもとに所有者の調査を行い、市から適正管理を依頼する。

その空き家が、空き家等対策協議会で近隣住民に直接的な被害を及ぼす危険がある「特定空き家」と判断された場合は、市から指導・助言等を行う。

④ 空き家等の利活用の促進

利用可能な空き家等については、所有者に対し「空き家バンク」への登録を推奨する。登録のあった空き家については、市ホームページで購入・賃貸希望者へ情報提供し、利活用を促進する。

また、本市への定住を目的とし、「空き家バンク」登録物件を購入した方や、購入または賃貸した物件を改修した方には助成金を支給する。

⑤ 特定空き家等への対策

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上

危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家は「特定空き家」と定義される。「特定空き家」等の指定は、所有者の責務を問い、罰則を与えることもある行政行為であるため、慎重な取り扱いが必要となる。

このため現地調査と、「空き家等対策協議会」での十分な議論を行い、付近の環境に相当の悪影響があると判断した場合に市長の責任において指定する。「特定空き家」に指定された物件の所有者に対しては、指導・助言を通じて改善を求める。また、指導・助言に従わない場合は、勧告・命令・代執行等を検討する。

今後の課題

本市では、空家特措法の施行から1年をかけて、①空き家台帳の整備、②空き家等対策協議会の設置、③空き家等対策計画の策定を行った。

平成28年度は、空き家等対策計画に従い、所有者への利活用のための情報提供、「特定空き家」の調査及び認定、特定空き家所有者への通知を行っていく。

また、空き家の除去に関しては、国の「空き家対策総合支援事業」の予算を活用していきたい。

平成28年度の大切な作業は、特定空き家等の認定基準を定めることである。これまでに危険空き家の基準はある程度定められているが、「特定空き家」の基準は市町村ごとに判断を任せられている。本市としても被害が想定される家屋について、道路や隣家からの程度の距離までの家を「特定空き家」としていくのか等、空き家の所有者や市民に理解と協力をいただける判断基準を示す必要がある。

また、「特定空き家」に指定された所有者が所在不明の場合、行政代執行により解体を行う必要も出てくるが、その費用を所有者から徴収することは困難であるため、今後の予算確保が問題となる。やはり、空き家が増えないよう、常に情報収集に努めるとともに移住対策も含めた空き家の利活用をしっかりと進める必要がある。

課題は山積しているが、空家特措法は、これまで解決できなかった空き家問題を一歩も二歩も前進させる法律である。市民の知恵を結集して、空き家問題を着実に解決していきたいと考えている。

ものづくりの伝統と技術力で目指す 環境産業都市から低炭素都市への道

あおやま たけし
青山 剛
室蘭市長

《北の水素元年》は未来への希望元年

整備計画の発表から実に43年目に当たる今年3月26日、道民待望の北海道新幹線がついに開業した。当面は新函館北斗〜新青森間の部分営業であり、新函館北斗〜札幌を加えた全線開通は現時点で平成43年春の予定と、最終ゴールまではいまだ遠い。それでも新幹線の開業は今後、物流や観光面をはじめ、北海道にさまざまな波及効果をもたらすことは確実に、関係各方面の期待は大きい。

そして北海道新幹線ほどの全国的な話題にはならなかったものの、2日後の3月28日には、関係者にとって北海道新幹線の部分開業に劣らないほどの意義とインパクトを持つイベントが、室蘭市で華々しく実施された。北海道でも初の試みとなる水素ステーションと燃料電池自動車(FCV)の導入を発表する「室蘭市移動式水素ステーション・燃料電池

自動車スタートアップ式典」である。式典は室蘭港を横断するシンボル・白鳥大橋を眼前に見る、「道の駅・みたら室蘭(室蘭市祝津町)前の駐車場を中心に行われた。

同式典には移動式水素ステーションとともに、室蘭市が公用車として購入したFCV車(燃料電池自動車「トヨタ・ミライ」1台のほか、道内のディーラーが所持する同型車2台も加わって試乗会が行われ、参加者の熱気を一層かきたてた。

今年度を「北の水素元年」と位置付け、式典でも満面の笑みでテーパーカットを行った青山剛・室蘭市長は「ものづくりのまちとしての長い歴史を持つ室蘭市の首長として、正直なところ少し背伸びした部分もないではありませんが(笑)、これは一刻も早く実現したい事業の一つでした」とこやかに語る。

室蘭市では低炭素都市の創造を目指す「室蘭グリーンエネルギータウン構想」を昨年2月に策定。水素エネルギーや再生可能エネル



ギーなどを活用したエネルギーの地産地消および環境産業の振興による地域経済の活性化を目指している。先の式典はそのモデルプロジェクトであると同時に、本格的な取り組みへのスタートを内外に宣言する重要なイベントだった。

「グリーンエネルギータウン構想が目指すのは、地域としての自立性、地域経済の活性化、産業振興、また災害時の防災機能の強化なども期待できる低炭素都市の形成で



北の水素元年を告げるスタートアップ式典

す。そして室蘭市がこれを目指すに当たっては、工業都市・室蘭の基盤をつくった鉄鋼業や造船をはじめとする重厚長大産業の成熟化とともに、その蓄積された高度な技術力を駆使し、産学官の連携でシフトしていった、環境産業都市としての確かな歩みがありました（青山市長）

室蘭は明治5年に室蘭港が開港して以来、石炭の積み出し港として発展した。同時に日本郵船の定期航路（室蘭～函館～青森）の就航

などによる、北海道と本州を結ぶ交通の要衝・結節点としての役割をも果たしてきた。市制施行は大正11年だが、明治時代末期に日本製鋼所、新日本製鐵の前身である製鉄会社が設立されてからは、100年以上にわたり、鉄鋼業・造船業・石油精製業などの重化学工業を中心とする工業都市として発展し続けてきた。その間には石炭から石油への転換、さらには脱石油へと向かう国のエネルギー政策の大きな時代的変遷があり、室蘭市はそのつど苦難を経験してきた。

そうした変遷の中、平成15年に策定したのが「室蘭地域環境産業拠点形成実施計画」だった。室蘭市は同計画に基づき、工業都市としての長年にわたる技術的蓄積や企業の集積などの強みを生かしつつ、「環境分野」への活用・転用を図ることで、北海道はもとより東北・北関東を中心とする東日本18都道県から排出される高濃度PCB廃棄物などについて、資源リサイクルを含む処理事業を継続的に実施するなど、環境産業都市の形成に向け邁進してきた。さらに風力発電による売電事業や風力発電システムの製造販売業種の立地、新エネルギー分野の多彩な企業立地などの動きを加えれば、環境産業都市としての歩みは、より複合的に推移してきたといえる。

住民参加による「室蘭グリーンエネルギータウン構想」の策定と、その根幹である低炭素都市・水素社会を目指すためのモデル事業でもある水素ステーションと燃料電池自動車



大型クルーズ船の寄港には市を挙げておもてなし



多様な産業が立地する室蘭港



フェリー航路の復活を待ちわびる室蘭港フェリー埠頭



室蘭港の美しきシンボルである橋長1380mの「白鳥大橋」



全国7大工場夜景でもひとときわ人気の室蘭港

の導入は、ものづくりのまちとしての室蘭市の歴史が、また新たな時代へと突入しつつあることを、まさにシンボリックに示す事業なのだ。

フェリー航路復活への大きな期待

室蘭港を中心に環境産業都市の形成と室蘭グリーンエネルギータウン構想が推進される一方で、かつての海上交通の要衝としての室蘭市（室蘭港）のポテンシャルを改めて示す「フェリー航路復活」のニュースも、昨年3月に全国発信された。室蘭港としては、平成20年11月の東日本フェリーの事業撤退に伴い、室蘭〜青森航路、室蘭〜直江津〜博多航路が

廃止されて以来の足掛け8年の歳月は、定期航路のまったくない時代だった。だが平成30年6月に、室蘭〜宮古（岩手県）航路が新たに開設されることが、今年3月7日、同航路の運航を担当する川崎近海汽船（東京）から発表されたのだ。

川崎近海汽船によれば、使用予定の船舶は総トン数約7000t、トラック69台、乗用車20台、旅客定員600名積載のシルバークイーン号。目下の運行計画では1日1往復（航海時間10時間、そのうち停泊時間2時間）、ダイヤは《宮古発8時↓室蘭着18時、室蘭発20時↓宮古着（翌日）6時》で、毎日運航の予定になっている。

「このニュースの持つインパクトの大きさで、

室蘭市民が感じる喜びの深さは、恐らくほかのまちに暮らす方々には想像がつかないと思います。室蘭港の開港以来、旅客定期船が行き来する姿は、いわば日常の当たり前の風景として、室蘭市民にはなじみ深いものでした。例えば富士山の周囲に暮らす方々が、富士山が毎日のように見えるのが当たり前と思うのと同じような感覚でしょう。何しろフェリーの最盛期には5航路が同時に運行していたのですから」（青山市長）

東日本フェリーが撤退してからのことも、フェリー航路の再開は室蘭市のまさに悲願だった。航路廃止が決まった平成20年のうちに早くも、国土交通省海事局および港湾局への要望活動が始まっていることから、それは容易に推察することができる。

以来、室蘭市は西胆振管内3市3町の首長、議長、商工会議所会頭などによる「室蘭港フェリー航路誘致促進期成会」を立ち上げるとともに、多彩なポートセールス活動を開始。考え得る限りの関係各方面との折衝や連携を繰り返しつつ、フェリー航路の復活に向けての誘致活動を熱心に続けてきた。その活動が急速に結実化への動きを見せたのは平成27年3月に、川崎近海汽船が検討開始を発表



室蘭の厳しい冬を楽しく過ごす「むろらん冬まつり」(2月)

してからのことだ。それからわずか1年間で航路開設が正式発表されたのは、室蘭市・宮古市・運航会社、フェリー航路を最も活用する機会の多いトラック業界によるそれぞれの熱意と、熱意を具現化するに足る環境的要因、条件が十分に備わってきたからだった。その経緯を具体的に見てみよう。

まず室蘭市が前述のように、定期航路復活に向けた熱心な活動を長期にわたり実施していたことに加えて、宮古市でも震災復興の一環として、岩手県初のフェリー定期航路の開設により、宮古港の物流面の活性化、観光の窓口化を模索していた。物流の要であるトラック業界では近年、ドライバーの過重労働対策が喫緊の問題になっていた。その点、室

蘭と宮古航路の予定所要時間(10時間)は、フェリー乗船中にドライバーが継続して8時間の休息が取れる条件を満たしている。同時に両港が1日1往復の可能な距離であることも評価された。

運航会社としても、室蘭・宮古の両港を有する室蘭市・宮古市および周辺都市の積極的な姿勢とともに、同航路がフェリーの主要利用者であるトラック業界の要望ともいろいろな意味で合致していることの意味は大きい。さらに室蘭港・宮古港ともに国立公園などの観光資源と隣接していることによる旅客需要が見込めるなど、運航によるメリットが高水準かつ複合的に存在することなどを総合して、定期航路開設に十分に値するとの判断があったようだ。

柔軟な発想と行動力で市政を牽引

「室蘭と宮古航路の開設につきましては宮古市の山本正徳市長とも何度となく連絡を取り合うなど、これを契機に交流を深めさせていただいています。またそれぞれの都市とその周辺に立地する企業同士、市民同士の民間交流も少しずつ始まっています。航路が正式に発足する平成30年までには、クリアしなければいけないこともありますが、航路開設に向けての気運を互いに高め合いながら、多角的に取り組みを進めていきたいと考えています」(青山市長)



石炭積み出し港時代の記憶を伝える明治45年築の旧室蘭駅舎(現観光案内所)

またフェリー航路復活の決定以前から、近年は工場夜景・港夜景の人気向上などともに、観光的な側面からの室蘭港への注目度は高まりつつあった。加えてクルーズ船の誘致にも力を入れており、例えば今年度は6隻9回の入港を予定しているが、その内10万t、16万tクラスの超大型クルーズ船は3隻の入港が既に決定している(平成28年4月1日現在)。

これも、これまで関係者とともに行ったポートセールス、そして昨年10月に青山市長をはじめとする室蘭市港湾部のチームが米国マイアミ州へポートセールスに訪れ、寄港地設定の決定権を持つ現地有力船会社の幹部に直接的な売り込みを行った成果だ。

また、室蘭市では現在、子育て世代に選ば



ジオサイトとしても知られる室蘭市を代表する景勝地「地球岬」



イルカウォッチングの基地としても有名な室蘭港



花火でも有名な夏の到来を告げる「むろらん港まつり」(7月下旬)

れるまちづくりへの取り組みを進めている。そのキーワードの一つが「子育て支援のブランド化」であり、ソフト面から複合的な取り組みをしているという点に、室蘭市ならではの特徴がある。

「子育て支援については全国の自治体がさまざまな形で取り組んでおられます。主流は医療費の無料化や給食費の支援など、主に経済面の支援だと思えますが、私はきめ細やかなソフト面をより重視したいと考えています」(青山市長)

それは例えば、出産子育てで休職したお母さんの、復職支援体制の構築だ。そのための復職セミナーなどを実施する際にも、必ず託児所付きにする。児童の放課後教室もこれま

で6時までだったのを30分延長する。夏休みや冬休みの預かりは逆に開始を30分早める。

「子育て中のお母さまたちに話を聞くと、そうしたちよつとした違いがずいぶん助かるというご意見がよく出てくるのです」(青山市長)

あるいは北海道は梅雨がないとされるが、室蘭市など太平洋岸地域には霧の多い蝦夷梅雨がある。そんな季節の子どもの運動不足解消のため、室蘭市では現在、子どもたちが屋内でのびのび遊べるスペースを備えた、多世代で活用できる生涯学習センターの建設を計画している。また一連の子育て支援事業の成果で青山市長がとりわけ嬉しかったのは、「昨年からは開始した支援対象を男性にも広げる特定不妊治療への助成の結果、申請のあった32

組の対象夫婦のうち9組に、母子手帳が新たに発行されたこと」だったという。

そのほか、一人親家庭に対するヘルパー派遣の要件を緩和する施策など、例を挙げていけばキリもない。しかし、一つ一つは小さなことでも、これがあれば子育てがさらに楽になる、楽しくなるといふ隙間(ソフト面)の要望を丁寧によく取り、実現する。それが「子育てをするなら、室蘭市で！」と若い世代に思ってもらえる体制づくり、すなわち子育てのブランド化につながるという考えなのだ。

ものづくりのまちの次世代育成

子育て世代の定住化は、地方創生の要であ

室蘭市

市 政 ル ポ

(北海道)



子どもたちの「てついく」の教材で、鉄製ボルトの土産物でもある「ボルタ」

形成された「器」としての街並みをコンパクトに合理化するには膨大なエネルギーを必要とするのも確かだろう。しかし室蘭市では現在、膨大な数の空き



工場労働者が生み出した室蘭のB級グルメ、人気の室蘭焼鳥とカレーラーメン

る人口減少化対策に不可欠のポイントだが、雇用の場の拡大や労働力の養成などについても、室蘭市では地域性を生かした独自の取り組みを行っている。

例えば室蘭市の伝統的なものづくり産業のうちでも、三交代制を敷く鉄鋼業や造船業における人手不足は深刻だ。若年全体の労働力不足に加え、鉄鋼や造船の労働現場は典型的な3K職業とされていることもその背景にはある。室蘭市ではこの労働力不足対策として、女性の就業支援とともに、次世代（子ども）への地場産業の啓発事業「鉄育（てついく）」などを地道に実施している。

地場産業への女性の就業支援では、例えば企業に対する24時間保育施設設置に関する助成、女性向けのきれいな女子寮設置への助成

など、三交代制労働にも対応可能な施策が特徴的といえる。

子どもを対象とする「鉄育（てついく）」では、地場産業の要である鉄を知ってもらうための基礎的な知識と「たたら体験」などができる講座や、鉄鋼のシンボルとしてのボルトを使った人形「ボルタ」の製作体験など、知ってためになり、体験して楽しいメニューの工夫をさまざまに凝らしている。

室蘭市はかつて鉄鋼・造船産業の最盛期に18万人近い人口を擁していた。現在は人口も半減し、室蘭駅周辺の市街地を歩けば、かつての繁華街はシャッターの閉まっている店も多い。室蘭市のにぎわいは現在、室蘭港から少し離れた東室蘭駅周辺地区に移った感がある。室蘭駅周辺に限れば、18万人都市として

一家対策とともに、前述のような新たな取り組み、未来を見据えた各種の種まきが複合的に始まっている。そして平成27年度の統計を見ると、人口の減少化が進んでいる半面、特に30代、40代の女性納税者数が増えている。つまり、現象として働く女性の割合がわずかずつながら増えているのは紛れもない事実なのだ。

こうした小さな動きの積み重ねとともに、水素社会を目指す先鋭的な取り組みが代表されるような大きな動きなども含め、改めてその全体を概観するにつけ、室蘭市では今、「北の水素元年」の始動とともに新しい潮流が着実に胎動を始めている。そんな印象を強く受けるのだ。

（取材・文 遠藤 隆／取材日 平成28年4月5日）

コウノトリが導いてくれた

なかがい むねはる
とみおか
豊岡市長(兵庫県) 中貝宗治
Muneharu Nakagai

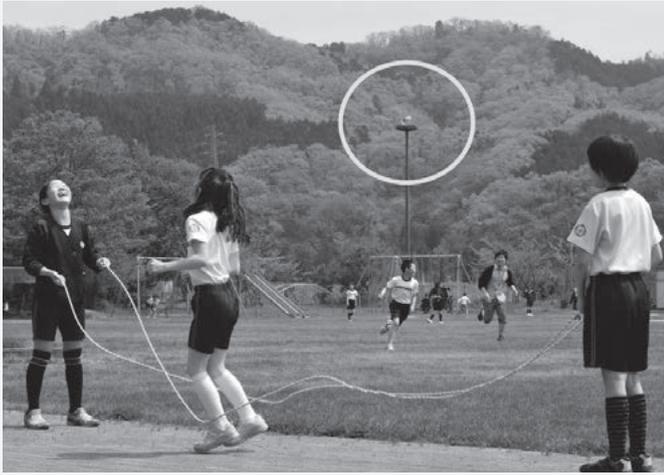


ロシア・コウノトリの旅

私は、ずっとコウノトリを追いかけしてきました。

平成6年6月、当時兵庫県議会議員であった私は、野生のコウノトリを見たい一心で、シベリアに行きました。ハバロフスクからシベリア鉄道で17時間。ブラゴベシチェンスクに着きました。新聞記者、会社員など有志11人の7泊8日の旅でした。

ブラゴベシチェンスク教育大学・ワシーリ教授の案内で、営巣地へ。見渡す限りの草原と湿地の中で、コウノトリは子育ての真っ最中でした。腰までの長靴をはき、このあたりの蚊は大群で襲うとヘラ鹿を失血



「校庭」

死させるほど強烈なので虫よけネットを頭からかぶり、服の上から防虫スプレーをたっぷり振りかけて、背中に食料と水、鍋とやかん、固形燃料を背負い、手にはもちろん、ビールと蓄冷材の入ったバッグをもって、そろりそろりと近づいていきます。巣から200mほど離れたところに荷物を下ろし、望遠鏡やカメラをセットして観察の開始です。

巣の中には、4羽のヒナと親鳥が1羽。交代で望遠鏡を覗きながら、「あ、ヒナが顔を出した!」「あー、引っ込んだ!」「あー、お尻を突き出した!」と騒がしい限りです。「じゃかましいわい!」と言ったかどうか、親鳥はかなり警戒しています。

草原には紫のアイリスや白いワタスゲの花がいたるところに咲いていて、時間は実にゆったりと流れていきます。ナベヅルのカップルも見えます。タンチョウやチョウゲンボウ、タゲリや地リスなどさまざまな生き物が住んでいて、自然は実に豊かに見えました。しかし、それでも、コウノトリの数はわずか3000羽程度と言われています。地平線まで続く草原と湿地。そのとてつもなく広大な自然が、かろうじてコウノトリを支えています。

シベリアの自然・日本の自然

平成3年、兵庫県議会議員になった私は、初めてコウノトリと出会いました。



「いってらっしゃい」(1960年)

コウノトリは、羽を広げると2mもある白い大きな鳥です。かつては日本の各地にみられる鳥でした。しかし、鉄砲による乱獲や戦後の環境破壊によって数を減らし、昭和46年、日本の野生最後の1羽が豊岡で死んで、コウノトリは日本の空から消えました。

絶滅の前に保護活動が豊岡で起き、昭和40年、野生の鳥を捕まえて鳥かごに入れて人工飼育が始まりました。待望のヒナが生まれたのは、平成元年、人工飼育の開始から実に25年目の春のことでした。私が県議会議員になった平成3年には、20羽を超えるまでになっていました。幸い県当局への働き掛けが功を奏して、平成4年にコウノ



「いつてらっしゃい」(2006年)

これは対し、日本はモンスーン地帯にあつて、湿潤で、かつ暑い夏があります。光と水に恵まれることが光合成の条件ですから、草はあつと

トリの将来構想を策定する作業が始まり、野生復帰を目指すという方向性が打ち出されました。そうした中でシベリア・コウノトリの旅でした。コウノトリは完全肉食の大型の鳥で、豊かな自然がないと生息することはできません。シベリアの広大な自然と比べあまりに狭い日本の国土を思い浮かべて、私は半ば絶望的な気持ちになっていました。コウノトリの野生復帰など、夢のまた夢なのではないか？

しかし、考えてみると、シベリアの自然は過酷な自然です。植生も単調です。大森林地帯も、杉といえば杉ばかり、白樺といえは白樺ばかりが延々と続いています。それは傷つきやすい自然であつて、とてつもなく広いけれど浅い自然と言えます。

いう間に伸びてきます。さまざまな植物はさまざまな動物を支えます。日本の自然は、狭いけれど深い自然と言えます。日本の自然は、よみがえる底力を持つているはずです。だとすれば、日本で野生復帰の可能性はある、そう思い直して帰国の途についたのであります。

コウノトリと共に暮らす

平成17年9月、コウノトリはついに野外に放たれました。最初の1羽が放されたとき、「やったあー」という大きな声がありました。それは、県議から転身し、市長として現場に立ち会っていた私の声でありました。

その2年後、平成19年5月、日本の野外で43年ぶりにヒナが誕生しました。以来野外で10年連続ヒナがかえり、今、約80羽のコウノトリが再び自由に空を飛んでいます。国境を越えて、韓国に飛んで行ったコウノトリもいます。コウノトリと共に暮らすために確立された、農業に頼らない「コウノトリ育む農法」のコメ作りは300haを超え、今や全国で大人気となっています。

私は、毎朝、約50分の道のりを歩いて市役所に通っています。通勤途上で、歩道の上



「春の風景」

から突然カタカタカタという音がすることがあります。見上げると、電柱の上でコウノトリがくちばしを打ち鳴らしています。田んぼで代掻きをするトラクターの周りを歩くコウノトリを見かけることもあります。円山川の堤防の上を歩いていると、川の方からふわあつとコウノトリが舞い上がってきます。頭の上を越えていくこともあります。そんなとき、「今日は何かいことがありそう」という何とも言えない幸せな気持ちになります。豊かさとは何か。コウノトリに出会うと考えます。

野生のコウノトリを見る私の旅は、ロシア、中国、香港と続き、種は異なりますがヨーロッパのコウノトリを見るため、ドイツ、フランス、オーストリアと続けました。しかし今やその旅は、終着点・豊岡にたどり着いたのであります。

日本百街道紀行

街道とまちづくり

第17回

中山道

街道が交差しワインが薫るまち 信州しおじり

はじめに

塩尻市は、松本盆地の南端、長野県のほぼ中央部に位置し、市内



奈良井中町より中山道随一の難所鳥居峠を見上げる

には信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流下し、塩尻峠と善知鳥峠、牛首峠、権兵衛峠、鳥居峠、姥神峠は、太平洋と日本海への分水嶺ぶんすいりょうとなっている。古くは、中山道、善光寺街道、三州街道の宿場町として栄え、現在もJR中央東線・中央西線・篠ノ井線の結接点として、また、長野自動車道の2つのインターチェンジと、松本空港を擁する交通の要衝としてその機能を果たしている。

伝統産業の継承

全国有数の産地として知られるぶどうの栽培は、明治23年から始まり、特産のぶどうが生み出すワインは、国内はもとより、世界的なワインコンクールでも

塩尻市長(長野県)

小口利幸



入賞を重ね、国内外において高い評価を受けている。市内には、ワインナリーが集積しており、ワイン特区の取得、ワイン大学の設立、ワイン産業振興本部の設置など、ワイン産業の支援に力を入れている。また、伝統産業の木曾漆器は、長野冬季オリンピックの入賞メダルにも採用されるなど、その確かな技術力が継承され、高く評価されている。その中心となる平沢地区は、平成18年「漆工町木曾平沢」として、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。昭和53年に選定された「宿場町奈良井」と合わせ、中山道の街道沿いに続く2つのエリアにおいて、重伝建の選定を受けていることは全国でも稀まれである。



旧中村家住宅の外観

中山道67宿中、5宿を有する宿場のふるさと

塩尻はかつて、江戸と京都を結ぶ中山道、松本を経て善光寺に至る善光寺街道、岡崎に伸びる三州街道の3つが交わった。中でも五街道のひとつ中山道は、参勤交代



皇女和宮御下行行列

の大名をはじめ、多くの人々に利用され、にぎわい、文化が花開いた。塩尻は、中山道67宿(板橋から大津まで)のうち「塩尻宿」「洗馬宿」「本山宿」「贄川宿」「奈良井宿」の5つもの宿場を有し、特に中山道随一の難所鳥居峠を控える奈良井宿は、「奈良井千軒」と云われ、木曾十一宿中最もにぎわった。現在も、年間50万人の人々が来訪し、江戸時代にタイムスリップしたかのような町並みを散策している。奈良井宿を代表する特徴としては、鳥居峠上り口にある鎮神社を京都側の端に、奈良井川沿いを緩やかに下り、約1kmにわたって町並



みを形成する宿場であることが挙げられる。その街道沿いには、現在も住民が居住し、住みながらにして保存整備が進んでいる。街道沿いに連担する町家は、出梁造と呼ばれる、その特徴的な建物意匠としては、葺戸、千本格子、鎧庇、猿頭などが挙げられる。資料館として一般公開している「旧中村家住宅」では、その典型的な様子を色濃く見ることができ

中山道のご真ん中

江戸側の板橋から京都側の守山までの中山道67宿の江戸から数えて34番目、京都から数えて34番目の宿場が奈良井宿である。東海道のど真ん中の宿場(静岡県袋井宿)とは、ど真ん中交流を発端に姉妹都市提携を結んでいる。
※京側で東海道と交わる「軍津宿」「大津宿」は東海道の宿駅として数えられる。

街道観光を推進

中山道は将軍家に嫁ぐ姫宮たち

一口メモ

の大通りに使われたため、別名「姫街道」とも呼ばれた。中でも幕末の公武合体策のため、徳川14代将軍家茂に嫁いだ和宮の大行列は、絵巻物のような豪華さであったと伝えられている。当時の御下り行列を再現する「皇女和宮御下行行列」は本年3回目を数え、晩秋に開催が予定されている。また、今年(2016年)は、

中山道

2016年は中山道名称統一300年



1716年(享保元年)に中仙道から中山道に改名され、300年が経過することから、中山道名称統一300年を沿線自治体にも呼び掛け、街道観光に力を入れている。
今後も、中山道を核とした街道文化を広域連携の中で大いに発信し、歴史・文化を継承していきたい。

1716年(享保元年)に幕府の通達(五街道宿御取扱秘書)により中仙道は中山道に改名された。本年2016年はそれから300年を迎えることから中山道(NAKASENDO)名称統一300年としてオリジナルロゴを作成し、沿線自治体と連携し、歴史や文化を継承していく事業を計画している。

中山道のロゴマークのデザインコンセプトは、中山道は歴史の山々を越える。日本の中央山塊を貫く山々を表現した図形を背景に、「中山道」の文字を配置し、歴史的な役割と同時に未来を目指すべくトルを表現している。

企画協力…全国街道交流会議「街道交流首長会」

熊本地震の教訓 — 自治体の災害対策を点検する

明治大学名誉教授、日本自治体危機管理学会会長

中邨 章



災害国家日本の再認識

この連載を始めて足かけ6年になる。当初、10回も寄稿すれば書くことはなくなると思っていた。残念なことに、その間、毎年のように各地で大きな災害が発生している。地震、土砂崩れ、台風、それに火山噴火など、日本が災害大国であることを改めて認識する最近の状況である。2016年4月には熊本県から大分県に連なる断層で大地震が発生した。その規模は、阪神淡路大震災に匹敵すると言われる。この文章をまとめる5月初めの時点では、熊本でなお余震が続く。亡くなられた方々はもとより、被災された皆さんに、心から哀悼の意とお見舞いを申し上げたいと思う。

今回は災害対策の標準化を先に延ばし、熊本地震からいくつか学ぶべき点を検討したいと思う。東日本大震災でも起こったが、熊本

地震では、当初、避難所に集まった被災者の必要とする物資が、なかなか手元に届かないという問題が発生した。全国の自治体を対象にした事前調査では、避難所と指定されながら緊急用の物資や飲料水の準備のないところの多いことが分かっている。その数は、調査対象になった自治体の26・6%に達した。「1

〜2割の施設は用意」している自治体が24・1%、「7割以上の避難所が準備」が23・0%とお寒い状況にある。中でも、九州・沖縄では「準備がない」という自治体が43・2%にも達した。それが今回の状況にどう影響したかは定かでない。ただ、熊本地震を教訓として、全国の自治体は災害対策基本法の規定(49条)に従うことを考えるべきである。避難所すべてに非常用物資を備蓄する施策を早急に展開することが望まれる(消防科総合センター、2015、「避難しやすい環境整備に関するアンケート報告書」)。

指定避難所をめぐる問題と充実策

避難所と指定された場所については、なお多数の問題が残る。例えば、避難所の開設である。大半は小・中学校の体育館や公民館などが当てられるが、避難所の鍵を誰が所持するか、非常時に誰がそれを開けるかなど、事前に検討しなければならぬ課題の一部である。鍵を教職員が持つところ、市職員が開錠責任を担う地域、自主防災組織の責任者や消防団幹部が施設の開放に当たるところなど、対応策は地域によってマチマチである。各地の自治体は、今回の震災を奇貨として避難所の開設について責任体制をチェックし、関係者の間で手続きを改めて確認することが求められる。

もう一つ、災害が発生すると住民は何よりも情報を必要とする。この要望に自治体は多数のチャンネルを用意し、住民にナマ

Risk Management

の情報を提供することを心掛けるべきである。しかし、現状は極めて心許ない状況にある。自治体の内、避難所の7割以上でテレビ・ラジオが常備されているところは54.2%に止まる。大半の自治体では、避難所にテレビ・ラジオすら備わっていない。これは、今後、早急に改善されなければならない。同じことは、Wi-Fiなどの無線LAN、携帯電話などの充電機器についても言える。多くの住民が携帯電話やスマートフォンに依存する現在、自治体は民間の電話会社と協議を重ね、緊急時に蓄電設備や公設電話などを特設する取り決めに交わすことが望まれる。

さらに、避難が長期化する場合に備え、避難所には炊き出しの厨房設備が設置されるのが望ましい。32.3%の自治体では、7割以上の施設で既に料理ができる設備が整備されている。これを裏返すと、厨房設備のない避難所が圧倒的に多いのが現状である。予算措置を伴うだけに、簡単には進まない施策かも知れない。しかし、熊本の実情を見ると避難所には厨房設備が必要という感想を強く持つ。

マスコミ人の防災教育とボランティア活動

まだ印象の域を出ないが、5年前の東日本大震災に比較すると、熊本では自治体と民間

企業との連携が、比較的、円滑に稼働したように映る。多数の会社が被災後、被災地に支援助資を届け、機器機材を提供するなど、官民の垣根を越えて支援に当たった事例が目についた。その反面、テレビの報道記者が現場中継で「毛布が不足しています。至急、支援を」とヒステリックに叫ぶのには、少々、驚いた。被災地には全国から大量の毛布や衣類が送られてくる。その仕分けに自治体職員が苦勞するのが通例である。過去には、個人が被災地に送る援助物資は断るよう宅配業者に要望した自治体もあった。「善意があだになる」こともある。熊本震災では、マスコミ関係者の理解不足が目についた。

今回の震災では、多数の学生が被災地にボランティアとして駆けつけている。筆者の近辺でも数名が、短期間とはいえ震災直後に現地に入り救援活動に従事した。高齢者の目からすると、彼等のフットワークの軽さには、正直、驚かされる。災害のボランティア活動は阪神淡路大震災で本格化した。当時、ボランティアの中に寝袋や食料を持たず被災地に入り、かえって迷惑をかける若者も少なくなかった。テレビに放映される現場にボランティアが集中する傾向も見られた。

今回、ボランティアについては熊本県社会福祉協議会などが交通整理に乗り出し、混乱を避ける役割を果たしてきた。それで

もなお情報の錯綜は続く。一部では、自治体が対応できないほど多数のボランティアが押し寄せているという報道がある。ボランティアを県民に限った自治体もあった。反対に、ボランティアが足りないという呼び掛けも流れる。

東日本大震災が発生した直後、若年人口が縮小し、ボランティア活動の将来に悲観的な見方が出た。もとより、少子化はこれから進むが、今回の震災でボランティア活動は社会制度の一部に成長したという印象を受けた。若い人びとが、これからはボランティア活動に積極的に参加することが望まれて止まない。

筆者プロフィール

中邨 章 (なかむらあきら)

1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒業。1966年カリフォルニア大学バークレー校政治学部卒業(B.A.)。1973年南カリフォルニア大学大学院政治学部博士課程卒業。政治学博士(Ph.D.)。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ピクトリア大学特任教授などを経て、明治大学名誉教授。

現在、日本自治体危機管理学会会長、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に『危機発生後の72時間』『行政の危機管理システム』などがある。

わが

大館というところ。

はじめに

大館市は、秋田県の北部を流れる米代川の中流域に位置する大館盆地を中心に、北西は白神山地の東側にある田代岳から南は森吉山麓までまたがる場所に位置しています。

米どころであるところから、古くから秋田杉の産地として栄え、明治期以降、非鉄金属の豊富な鉱床が見られ、戦後の高度成長期に掛けては鉱業で栄えまし



毎年4月8日に行われる「忠犬ハチ公慰霊祭」(JR大館駅前)

たが、すべての鉱山が閉山後、鉱業技術を生かした資源リサイクル産業や医療機器・医薬品製造などの健康産業が大きく成長し、本市の経済を支えるまで発展しました。

平成17年6月に、生活圏域をもにす比内町、田代町と合併し、新市制12年目を迎えるところ

大館の観光資源(宝)

大館駅に着くと、忠犬ハチ公の銅像と秋田犬の群像が迎ええます。本市は「忠犬ハチ公のふるさと」です。

秋田犬といえば、昭和6年7月、日本犬では最初の天然記念物に指定されました。そして、天然記念物の指定と相まって、秋田犬を著名にしたのは、昭和7年10

月、朝日新聞紙上に忠犬として報道された「ハチ公」です。その記事は、愛犬家はもちろん日本人の胸に深く感動を与え、秋田犬が広く脚光を浴びるきっかけとなりました。

そのほか、本市には世界遺産である白神山地に属する「田代岳」、市南部に位置する「竜ヶ森」などの山岳のほか、国指定天然記念物の「長走風穴高山植物群落」「芝谷地湿原植物群落」、天然秋田杉美林が見学できる「矢立遊歩道」など、自然資源が多数存在しています。

また、市内には佐竹公の湯治場として歴史ある大滝温泉をはじめ、秘湯や温泉銭湯などバラエティに富んだ温泉が数多く点在しています。特に、日帰り入浴が可能な温泉施設は市内全域に27カ所

もあります。

豊かな大地と豊富な森林資源に恵まれた本市は、その地勢からの地方固有の伝統的な産物をつくり出しました。秋田杉の宝庫である大館の森林からは「大館曲げわっぱ」が、そして、第三期古層腐植土で形成される比内地方の黒土を主としたミネラル分が多い土壌からは日本三大美味鶏として名高い「比内地鶏」が生まれました。

中でも、「さりたんぼ鍋」は大館地方の伝統的な食文化として大館に古くから根付いています。近年は、これらを素材にした体験型ツーリズムや教育旅行の受け入れが盛んになるとともに、大館のおいしい食材を内外に発信する取り組みが活発になっていきます。

歴史的風致維持向上

大館城の跡地である桂城公園に加え、町割りにより配置された寺社が当時の位置に残り、城下町の面影をとどめている市街地や、400年以上続くといわれる大館

神明社祭典、大館アメッコ市などが歴史的風致を形成しています。

これらの歴史的資源に光を当てて、市民がふるさとに誇りと自信を持って暮らす社会の実現、日々の営みが風土として大館に息づき、未来へつなぐ景観づくり、文化財の保存と活用、公共施設の整備、伝統的な祭礼行事の再興を目的とした「歴史的風致維持向上計画」を秋田県内の自治体としては初めての策定を進めています。

折しも、平成27年10月、400年前の常陸国から佐竹氏の国替えを縁として、茨城県常陸大宮市と友好都市協定を締結しました。このような歴史的な出来事も加えながら、まずは、大館囃子の音色が響く大館城下を重点区域と定め、田代山神社の作占い、鳳凰山の大字、矢立峠に続く羽州街道、長木川溪谷沿いの小坂鉄道軌道跡、奥州藤原氏の終焉の地、大館曲げわっぱ伝統工芸職人、浅利氏の史跡が残る比内、扇田神明社祭典、十二所城下といった、先人がつくり、営んできた歴史と伝統を生かした「物語づくり」を進め、市民はもちろんのこと、皆が大館を大好きと言えるまちづくりを進めて

いきます。

縦軸と横軸の広域 観光連携

外国人観光客の増加、旅行者の行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化に応じて、広域的に観光地を回す必然性が生じています。行政区域を越えた連携を進めるため、広域的なエリアをカバーする観光地域づくり組織である地域連携DMO (Destination Management/Marketing Organization) を、平成28年4月1日に「秋田犬ツーリズム」を設立しました。

観光におけるさまざまな問題が解決されるとともに、的確な市場調査や観光客の受け入れ体制整備を進め、交流人口の増加を図ることが重要となることから、本年3月に開通した函館新幹線の観光客を見据えた、インバウンド35万人を誇る函館市、みちのくの小京都である仙北市の角館、そして大館市による3つの館(だて)による縦軸と、小坂町、鹿角市、北秋田市、能代市といった横軸を意識した広域連携エリアによる観光地域づくりに取り組んでいます。

本州最多となる6つの国指定天

然記念物、市内27カ所の温泉、石田ローズガーデン、レールバイクといった枚挙に暇がない「大館の宝」の数々を、連携する市町とともに磨き上げ、そして、大館駅周辺に、秋田犬やハチ公をテーマとしたハチ公ミュージアムや秋田犬とのふれあい広場、ドッグランなどの交流拠点施設「ハチ公の駅(仮称)」を整備し、北の玄関口としての機能を高めます。

プロフィール

- ◆ 面積 913.22 km²
- ◆ 人口 7万5573人
- ◆ 世帯数 3万1566世帯

〔将来都市像〕匠と歴史を傳承し、誇りと宝を力に変えていく「未来創造都市」

〔まちの特徴〕北東北のほぼ中心に位置する緑豊かな山々に囲まれた歴史と伝統のまち

〔市町村合併〕平成17年6月20日、比内町、田代町を編入合併



大館市長
福原淳嗣



〔特産品〕秋田犬、きりたんぼ、曲げわっぱ、比内地鶏、とんぶり、山の芋、根曲がりタケノコ

〔観光〕秋田犬会館、忠犬ハチ公の生家、大館樹海ドーム、鳥潟会館、長走風穴、大館・小坂鉄道レールバイク
〔イベント〕大館アメッコ市、大館バラまつり、大館大文字まつり、大鮎の里ふるさと祭り、本場大館きりたんぼまつり、肉の博覧会inおおだて

最後に、タイトルの「大館というところ。」は、全国の自治体がPR合戦を繰り広げる中、あえて控え目な表現で大館を知ってもらえるよう、秋田県スーパーバイザー梅原真さんが提案してくれました。
控え目な中にも確かな信念を持って、大館の未来創造につなげていくまちづくりに取り組んでいます。

※ 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

「ちよつと田舎」で、「ちよつと都会」 まちの魅力をシテイプロモーションでPR

はじめに

南足柄市は、神奈川県西端に位置し、都心から約80kmの位置にあります。南東から南にかけては小田原市および箱根町、西は静岡県小山町に接しています。「足柄」の地名は古くから知られ、「古事



1日に1.3万トンもの水が湧き出す「清佐衛門地獄池」

記」や「万葉集」にも登場します。

古代、足柄道は都のある西国と東国を結ぶ官道として東西交通の重要な道でした。中世になると「更級日記」や「海道記」の史書にはこの地が宿場町としてにぎわったと記されています。

金太郎のふる里

「金太郎のふる里」として知られる南足柄市は、金太郎が産湯をつかったといわれる夕日の滝や生家の跡、金太郎が遊んだと伝えられている遊び石などの金太郎にまつわる伝説があります。毎年8月には本市最大のイベント「足柄金太郎まつり」を開催し、多くの人でにぎわいます。本年は第40回の記念すべき年であり、例年以上に盛大に開催したいと思えます。ぜひお越しください。

良質豊富な水の産地

箱根外輪山を含む本市は、緑豊かな自然と良質豊富な水をもたらす、平成7年に「全国水源の森百選」、平成8年には「全国水の郷百選」に認定されたほか、1日に約1.3万トンもの水が湧き出す清左衛門地獄池は神奈川県で唯一「平成の名水百選」に選ばれています。本市では将来にわたり良質で豊かな水を活用したまちを形成するため、水のマスタープランを策定し、水を基調としたまちづくりに取り組んでいます。

富士フィルムの発展とともに

かつては田園地帯であったこの地を写真フィルム国産化事業の工場地を選んだのが富士フィルム㈱です。その条件は良質豊富な水が

得られ、空気が清澄で、かつ東京から近距離であることでした。昭和9年の創業以来、80年以上もの時が流れ、本市は富士フィルムの発展とともに伸展してきました。

また、平成14年には、良質豊富な水と、緑豊かで交通アクセスの良いなどを背景に、アサヒビール㈱神奈川工場が竣工しました。安藤忠雄氏が設計した同工場は、里山風景になじむよう、敷地の緑地面積は約50%となっています。工場見学はバス観光やハイキングコースにも設定されており、市内外から多くの人が訪れています。本市を代表する観光名所の一つです。

曹洞宗の古刹「大雄山最乗寺」

本市の観光名所で最も代表的なのが、天狗伝説が伝わる大雄山最乗寺です。草創は応永元年（1394年）で、全国に4000以上の門流寺院を持つ曹洞宗の古刹です。参道の周辺や境内には約17万本ともいわれる杉の巨木が立ち並び、幽玄な雰囲気醸し出

しています。境内の新緑や紅葉は共に美しく、訪れる人の心を清らかにしてくれます。

箱根ジオパークへの参画

本市は箱根火山周辺地域の地質資源をはじめ、歴史的資源、文化資源が豊富にあります。先ほどご紹介した大雄山最乗寺や夕日の滝なども代表的な資源です。このような資源を活用し、観光の振興や地域の活性化を図るため、箱根ジオパークの参画に向け、これまでジオサイト候補地の選定やジオガイドの養成、住民への周知と啓発などに取り組んできました。本年は4月から夏にかけて箱根ジオパークへの本市の編入審査があり、9月にはその結果が出ます。何としても編入認定を実現し、本市の魅力を多くの方に味わっていただきたいと思っています。

(仮称)「道の駅 金太郎のふる里」の建設へ

地域経済を元気にするための施策として、農業を基盤に6次産業化を支援し、工業、商業、観光など地域産業を活性化するため、神奈川県が進めている県西地域活性化プロジェクトと連携した地域振興の拠点施設となる、(仮称)「道の駅 金太郎のふる里」の建設を進めています。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催の前年には南足柄市と箱根町を連絡する道路も完成する予定です。これが完成しますと、東名高速道路大井松田ICから本市を通り箱根の仙石原へとつながります。これにより、本市から箱根まではわずか30分です。神奈川県内のみならず県外からも多くの人が訪れる魅力ある道の駅にして、本市だけでなく足柄平野全体を元気にしていきたいと考えます。

シティプロモーションの推進

ここまで本市を紹介してまいりましたが、なお一層、本市の知名度を高めたいと思います。そこで、地方創生交付金を活用し、本年3月にはシティプロモーション推進のため、プロモーションブックやポスターを作成しました。内容は、本市の魅力や住みやすさを知っていただくため、実際に都内から移住した方を紹介しています。

この方は、都心で勤務している、通勤圏内に家族で住む場所を

求めています。そして各地に足を運んだ末、決めた土地が南足柄市。「南足柄市の魅力は、自然環境とコミュニティの良さ、水の美味しさ、そして都心へのアクセスの良さ」が決め手となったそうです。

南足柄市はちよっと田舎ですが、ちよっと都会的な暮らしもできます。そのちよっと



夕日の滝びらきでの安全祈願

いいが心地良いまちの魅力を、このプロモーションブックなどで広くPRしてまいります。

プロフィール

- ◆ 面積 77・12 km²
- ◆ 人口 4万3041人
- ◆ 世帯数 1万6246世帯

〔将来都市像〕ひとが集い、ひとがつながり、ひとが躍動するまち 南足柄
〔まちの特徴〕神奈川県西端に位置し、都心から約80km圏内。ちよっと田舎で、ちよっと都会 ちよっといい、心地良いまち



南足柄市長
加藤修平



〔特産品〕お茶、イチジク、ミカン、キウイフルーツ
〔観光〕大雄山最乗寺、足柄万葉公園、夕日の滝、足柄森林公園丸太の森、金時山、アサヒビール神奈川工場
〔イベント〕桜まつり、ハナアオイまつり、夕日の滝びらき、足柄金太郎まつり、足柄峠苗まつり、ざる菊まつり

※ 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

交流とにぎわいのまちづくり

はじめに

橿原市は昭和31年2月11日、奈良県で5番目の市として誕生しました。当時の人口は約3万8000人でしたが、現在では約12万4000人に増え、南阪奈道路や京奈和自動車道の整備により、中南和地域の交流拠点都市として大きな役割を担っています。

市が誕生してまだ60年しかたっておりませんが、この地域の歴史は古く、記紀には初代神武天皇が即位した地であることが記されておりますし、694年には、日本で初めての都城「藤原京」が造営され「日本」という国号を初めて国外に発信した場所でもあります。この日本の原点ともいえるべき本市を、地域資源の活用と多様な主体との連携により、誰もが住みや

すいにぎわいのあるまちとして、発展させていきたいと考えています。

「奈良モデル」の推進

本市は奈良県と連携し「奈良モデル」という取り組みを進めています。奈良モデルとは、地域の実情に応じた「県と市町村の役割分担のあり方」について、新たな協力体制や役割分担の方向性を示したもので、県と各市町村とがそれぞれ「まちづくりに関する連携協定」を締結し、相互に連携して事業を進める枠組みです。

この協定により、広域的な観点から市民生活の核となる「駅、病院、公園」などの「拠点」を中心としたまちづくりを進め、県全体として「総合力が発揮できる都市の形成」を目指しています。では、これに関連するいくつか

の取り組みをご紹介します。

大和八木駅周辺のまちづくり

近鉄大和八木駅は、大阪市、京都市、名古屋市の各大都市と直結されている駅で、新型観光特急「しまかぜ」の停車駅でもありません。また、「橿原神宮前駅」を経由して桜の名所「吉野山」ともつな



大和八木駅南側に整備を進める、分庁舎と観光施設などからなる複合施設

がっている市内の鉄道駅のうちで最も乗降客の多い駅です。この駅の南側には、約1100坪の市有地がありますが、この土地を活用して、市民生活に直結する窓口業務を1カ所に集約して総合窓口機能を有した分庁舎と、140室程度の客室を含む観光施設からなる複合施設の建設に着手しました。

この施設の高さは約45mで、周辺には視界を遮る障害物も無く、大和三山や二上山などの山々や奈良盆地を一望できるビュースポットとして、また、シンボリックなランドマークとして、中南和地域の新たなにぎわいの拠点となることが期待されています。

医大周辺地区のまちづくり

市の中央部には、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「医大」）が立地しています。医大は、キャンパス移転と大学機能の再編を進めており、これを契機とした新たなまちづくりが動き始めていま

す。また、医大が提唱する「医学を基礎とするまちづくり（MBT）」という独自の構想をベースに、医学の視点を生かした新しいビジネスモデルや製品を生み出すことを目的とした「MBTコンソーシアム」という一般社団法人も立ち上がりました。

本市は、この組織の一員としてさまざまな活動に参画し、産業の振興や雇用の創出を図っていきたいと考えています。

檀原神宮前駅周辺のまちづくり

初代神武天皇を御祭神とする檀原神宮の南西に「新沢千塚古墳群」があります。この古墳群を中心とした区域を緑豊かな憩いの場のようにと、平成24年度から「新沢千塚古墳群公園」の整備を進めてきました。

この古墳群は、昭和51年に国の史跡に指定された県下最大級の群集墳で、お椀を伏せたような形をした古墳約600基が一定のエリアに集中していて、特に、新沢千塚126号墳は、遠くペルシャ地方や中国・朝鮮半島からもたらされた豊富な副葬品が出土した著名な

古墳で、新沢千塚古墳群の代名詞と言っても過言ではありません。

平成28年4月24日には、市民の健康づくりを目的とした「拠点施設」と、地元産の農産物などを販売する「集客施設」の開館式を行いました。「拠点施設」は、この地がシルクロードの東端に当たる神聖な場所であることから愛称を「シルクの杜」としています。

これらの施設が地域住民の多世代間の交流の場として、また、多くの方々に来訪していただけるような観光拠点として、育ってほしいと願っています。

おわりに

本市がある「飛鳥地方」には、古



平成28年4月25日に開館した新沢千塚公園拠点施設「シルクの杜」

代日本の中心的な遺跡群が数多く残っており、平成19年1月には「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」が世界遺産登録の暫定リストに記載されました。そして平成27年4月には、日本が国家として歩み始めた時代をけん引した女性たちのストーリー「日本国創生のとき―飛鳥を翔(かけ)た女性たち―」が「日本遺産」に認定されるという、うれしいニュースもありました。

を はじめとする地域公共交通の再編も含め、多くの方々にお越しいただけるような環境整備にも力を入れたと考えております。

本年は「市政60周年」にあたり、檀原神宮では「神武二千六百年大祭」が執り行われた節目の年でもあります。

この機会に多くの皆さまに悠久の歴史と文化に触れていただき、日本のふるさと「かしはら」を体感していただければ幸いです。

プロフィール

- ◆ 面積 39・56 km²
- ◆ 人口 12万3842人
- ◆ 世帯数 5万2349世帯

〔将来都市像〕歴史・文化と人がつくる交流都市

〔まちの特徴〕奈良県のほぼ中央に位置し、行政・経済・交通・教育・文化の中南和地域の拠点都市

〔特産品〕いちご（アスカルビー）、古



檀原市長
森下 豊



都華（ことか）、グリーンアスパラ、鉢花、地酒、飛鳥鍋

〔観光〕檀原神宮、今井町、藤原宮跡、大和三山、檀原市昆虫館、檀原市歴史に憩う博物館

〔イベント〕春の神武祭、檀原夢の森フェスティバル、飛鳥リレーマラソン、檀原市農業祭、エコフェスタ、ロゲイニング大和三山・檀原

※ 面積は国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

未来へつながらる交流都市岩国 若い世代に選ばれるまち

はじめに

岩国市は、平成18年3月に1市6町1村の合併により誕生し、本年度で合併10周年の節目を迎えます。山口県東部に位置し、瀬戸内海国立公園や西中国山地国立公園、清流錦川など豊かで美しい自然に恵まれた、広大な市域を有しています。

臨海部は、紙・パルプ、繊維などの工場や石油・化学コンビナートの



錦帯橋と花火の夜景

が立地する工業都市として発展するとともに、旧日本海軍による岩国飛行場の建設を経て、戦後は米軍岩国基地(米海兵隊岩国航空基地)が置かれたことで基地のまちとして現在に至っています。

錦帯橋

錦帯橋は国指定の名勝であり、日本を代表する木造橋です。

春は桜、夏はうぐいすや花火の夜景、秋は城山の紅葉、冬は雪化粧と、「錦」の名の通り、四季折々の色彩豊かな景観は素晴らしく、日本三名橋の一つに数えられており、その優美なる姿は、市民の誇りであり、本市の象徴となっています。

また、本市では、錦帯橋の世界遺産登録に向けた取り組みを行っています。西洋にも東洋にも錦帯

橋のような木造橋は存在せず、まさに世界随一の木造アーチ橋と言えます。

木造橋の宿命により、創建当時の材料は現存していないものの、約340年もの長い間、岩国の人がこの橋を架け替え続けてきたことに重要な価値があると考えています。

岩国が世界に誇るこの橋を、人類共通の宝にし、将来にわたって美しい姿を守り伝えるために、世界遺産の仲間入りを目指しています。

シロヘビの館

国の天然記念物である「岩国のシロヘビ」の保存に努めるとともに、文化財としての活用を図るため、本年3月24日に錦帯橋に隣接する吉香公園内に「シロヘビの館」をリニューアルオープンしました。

これまでの生体展示のみならず、映像や体験装置などを充実させ、幅広く「岩国のシロヘビ」について楽しみながら学べる施設となっけていますので、ぜひお越しください。

米軍岩国基地

本市では、平成26年度に策定した岩国市総合計画において、初めて「基地との共存」を掲げました。これは、基地との共存に向け、基地に起因する安心・安全対策に取り組むとともに、教育、国際交流、観光振興、防災などの分野でも基地を積極的に活用していくことを目指しています。

これまでもさまざまな機会でも、日米の相互理解と親善を深めるための取り組みが積極的に行われています。その一つとして、毎年5月5日には、「日米フレンドシップデー」として基地内が一般開放されます。航空ファンや家族連れの方などが、航空ショーや各種イベントを楽しみに全国から訪れて

います。

岩国錦帯橋空港

岩国錦帯橋空港は、米軍岩国基地との軍民共用空港として平成24年12月13日に開港し、開港以来3年連続で国の需要予測35万人を達成するなど利用状況は堅調に推移しており、平成27年9月24日には、空港利用者100万人を達成しました。

こうした好調な利用状況の下、平成27年12月22日には日米合同委員会合意により発着枠が2枠拡大し、これまでの1日4往復から6往復への運航が認められました。これにより、本年3月27日から、「岩国」那覇線の新規路線就航、「岩国」羽田線の1日5往復への増便が実現し、より利便性が高く、魅力ある空港となることが期待されています。

愛宕山地域のまちづくり

国が実施した岩国基地沖合移設事業に必要な埋立土砂の供給を行った約102haの愛宕山地域において、新たなまちづくりを進めています。

この愛宕山地域の約4分の1の

区域については、市が国立病院機構岩国医療センターの移転を核とし、消防防災センターや防災機能を備えた多目的広場の整備による医療・防災交流拠点づくりを進めています。

残りの約4分の3の区域については、国が米軍家族住宅に加え、野球場、インフィールドにサッカー場を有する陸上競技場、さらには和室や調理室を備えたコミュニケーションセンターなどの施設を平成29年ごろの完成を目指して整備しています。

運動施設エリアについては、開門時間中は原則、自由に立ち入ることができ、市民の皆さまも利用可能な施設となる予定であることから、日米交流を通じて、双方の絆をさらに深めることのできる貴重な機会が得られる場となるものと期待しています。

おわりに

本市におきましては、地域活力の向上と人口減少の抑制に向けて、平成27年10月に「岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

地域活力の向上のために、錦帯

橋などの市内の観光資源や岩国錦帯橋空港をはじめとした陸・海・空の交通利便性などを生かして、観光交流の盛んなまちとするとともに、産業面における他都市との交流や基地のあるまちの特性を生かした国際交流などを推進し、人やもの大きな流れを生み出していきたいと考えています。

また、若い世代の人口減少を抑

プロフィール

- ◆面積 873.72km²
- ◆人口 13万8921人
- ◆世帯数 6万6234世帯

〔将来都市像〕豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち
岩国

〔まちの特徴〕清流錦川がはぐくむ美しい自然と錦帯橋に代表される歴史ある町並みが残るまち

〔市町村合併〕平成18年3月20日、岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町が対等合併



岩国市長
福田良彦



山口市 ● 岩国市

制するため、若者の就業ニーズに対応した雇用を創出するとともに、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行い、安心して子育てのできる環境の整備にも努めていきます。

これからの10年先を見据え、「夢をかたちに」をモットーに、豊かな岩国市の創造に全力で取り組む覚悟です。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

全国市長会の

動き

4月22日～5月23日

詳細につきましては、全国市長会ホームページ
 (<http://www.mayors.or.jp/>)
 をご参照ください。

#1 清水・立川市長が自由民主党
 総務部会住民訴訟制度等
 見直しに関するPTTに出席

4月22日、「自由民主党総務部会住民訴訟
 制度等見直しに関するPTT」において、住民
 訴訟制度等に



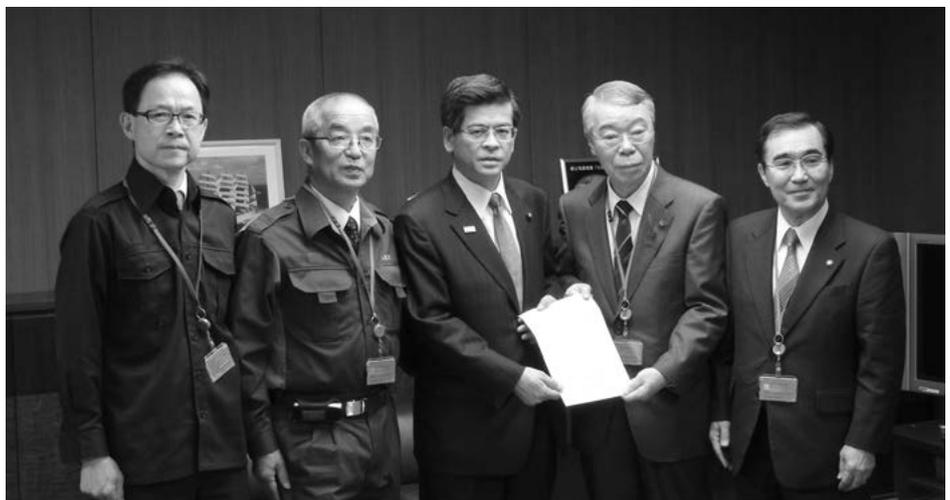
清水・立川市長（左から2人目）

ついて執行三
 団体からヒア
 リングが行わ
 れ、本会から
 行政委員会委
 員長の清水・
 立川市長が出
 席し、住民訴
 訟制度等見直
 しについて発
 言を行った。

〔行政部〕

#2 副会長の栗林・大仙市長、
 九州市長会会長の森・鹿児島市長、
 熊本県市長会副会長の中嶋・山鹿市長、
 大分県市長会会長の佐藤・大分市長が、
 「平成28年熊本地震に関する緊急要請」の
 実現方について要請

4月28日、副会長の栗林・大仙市長、九州



（左から）佐藤・大分市長、中嶋・山鹿市長、石井・国土交通大臣、栗林・大仙市長、森・鹿児島市長

市長会会長の森・鹿児島市長、熊本県市長会
 副会長の中嶋・山鹿市長、大分県市長会会
 長の佐藤・大分市長は、石井・国土交通大臣、
 土屋・総務副大臣、松本・内閣府副大臣に面
 会の上、「平成28年熊本地震に関する緊急要
 請」の実現方について要請を行った。

〔企画調整室〕



(左から) 高畠・玉名市長、森会長

#3 森会長が、熊本県市長会長などと
面会し、職員派遣など支援策や
災害対応について意見交換

4月28日、29日、森会長は、熊本県市長会長の高畠・玉名市長、大西・熊本市長、元松・宇土市長、守田・宇城市長および江頭・菊池市長とそれぞれ面談し、各市の被災状況や被災者に対する応急対策の状況等について説明を受けるとともに、都市自治体職員の派遣など被災地支援策や今後の災害対応について意見交換を行った。

〔行政部〕



元松・宇土市長（中央）から説明を受ける森会長（左）



(左から) 大西・熊本市長、森会長



(左から) 森会長、江頭・菊池市長



(左から) 森会長、守田・宇城市長

#4 第5回まち・ひと・しごと
創生担当大臣と地方六団体の
意見交換会に森会長が出席

5月10日、石破・まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体代表者との意見交換会に森会長が出席した。

〔行政部〕



発言する森会長（左）

#5 平成28年熊本地震被災市町村へ
全国各市区からの応援職員派遣

本会では、被災市町村からの派遣要請に対応するため、各市区長に対し、応援職員の事前登録を依頼しており（5月22日時点の登録者数は230団体から753名）、5月23日までに南阿蘇村に19団体から40名、熊本市に

1団体から4名、宇土市に12団体から20名、御船町に5団体から10名、宇城市に1団体から2名、益城町に1団体から1名の職員派遣を決定している。

〔行政部〕

#6

人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する
研究会座長の太田・豊田市長と
座長代理の久保田・宇部市長が
報告書を森会長へ提出

5月23日、「人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会」座長の太田・豊田市長と座長代理の久保田・宇



（左から）久保田・宇部市長、太田・豊田市長、森会長

#7

森会長が高鳥・内閣府副大臣に
「待機児童解消に向けた緊急提言」の
実現方について要請

5月23日、森会長が高鳥・内閣府副大臣に面会の上、「待機児童解消に向けた緊急提言」の実現方について要請を行った。

〔社会文教部〕



（左から）高鳥・内閣府副大臣、森会長

部市長は、多世代交流・共生のための国と都
市自治体の役割と責任を柱とする同研究会報
告書を森会長に提出した。
また、提出後、森会長、太田・豊田市長、
久保田・宇部市長の三者で記者発表を行った。

〔企画調整室〕

